

第103号  
1993.11

# 書評



●特集●

石尾 芳久教授追悼特集

書評編集委員会

## 特集・石尾 芳久 追悼特集

故石尾芳久法学部教授追悼特集を編集するにあたつて

関西大学生活協同組合『書評』編集委員会 4

法史的方法について新風 ..... 林 紀昭 6

「海南政典・海南律例の研究」「海南政典の研究」 ..... 青木美智男

支配の理論からの近世社会の切開 ..... 沢井 康雄 20

一九七五年 被差別部落論の理論的地平 ..... 金原 淳 24

「大政奉還と討幕の密勅」を読む ..... 毛利 敏彦 30

牧・天皇制論は克服しえたか ..... 福村 重行 36

石尾芳久教授と西洋法史 ..... 若曾根健治 40

## 連載

おいてけぼり——宮本輝試論 IX ..... 芝田 啓治 56

在日韓国・朝鮮人の教育問題ノート 18

祖国からの教育援助費と大学の創設 ..... 梁 永 厚 62

故編追望

沼倉少年の悲しさ——谷崎潤一郎「小さな王国」再読—— 池田 浩士 72

研究余滴 象徴主義<sup>12</sup> 第3章 象徴主義運動

## II 運動の中の詩人たち

4、フランス・ヴィエレーブリファンとスチュアート・メリル ······

山村 嘉己

82

日本中國ことばの来往 <sup>ゆきき</sup> その48 ······ 芝田 稔 90

羅針盤

編集後記

お知らせ 「書評」編集委員募集 ······

97

96

2

題字 ■ 網干善教(文学部教員)



自民党分裂、総選挙、自民党政権の終焉—連立政権の成立という「変化」から早くも4ヶ月が過ぎようとしている。この「変化」の過程で、政治改革＝選挙制度改革＝小選挙区制という摩り替えが行われている。この連立政権は、政権の恩恵に預かることができない自民党内反主流派が新党と野党勢力を巻き込んで成立させたものである。これは、各政党各自の政治的主張や政策を一端保留にした下で、自民党政権を終わらせ、「政治改革」を行うことを一致点とし、具体的な諸政策については自民党政権を引き継ぐというものであった。この連立政権の協議が話題に上っていた時、ある評論家が「現在の協議を見ていると、これまで自民党が様々な問題を抱えつつも分裂せずに政権を維持し続けたのかが理解できる」と言つていたが、この意見には同意できるだろう。すなわち、連立政権に参加した各政党に、自らの掲げる政治的主張や政策に支持を表明した人々を裏切り、それを保留にしてでも、自らが政権の座に就くことを選択させるほど、政権の恩恵が大きいことを明らかにしているからである。今回の連立政権成立により、何が変わったのであろうか。政権参加各党が「自民党政権の継承」で一致しているため、何も変わっていないように見えがちだが、「政界再編」＝総保守化へ一段階進んだといえるだろう。すなわち、

これまでの反対勢力をも政権に巻き込み、政権としての範を填めつつ、反対意見に対してもは政権破壊者としてレッテルを張り、それを封殺するものである。特に今回の選挙制度改革＝小選挙区制に対する反対意見については、「政治改革」に対する敵対者として、すでに封殺されている。

政治改革は度重なる政治腐敗を克服するために必要である。しかし、政治改革と小選挙区制はどのように結び付くのだろうか。

政治家の汚職→政治に金が必要→多大な選挙資金が必要→地縁血縁を頼つたお願い選挙→政策の違いが不鮮明→同じ選挙区に1つの政党から複数の立候補→1選挙区1名の当選者では1つの政党で政権が取れないので政権が不安定→1つの選挙区が大きい→現行の中選挙区制に問題があるという道筋になるが、逆の道筋をたどると、小選挙区制の導入→1選挙区1名の定数→選挙区の数が増える→1選挙区1名の当選者で1つの政党が政権を取れる→1選挙区に1つの政党から1名の立候補→立候補者間の政策の違いが鮮明になる→地縁血縁を頼らない政策論争中心の選挙→多大な選挙資金を必要としない→政治に金が掛からなくなる→政治家の汚職がなくなる

「風が吹けば」式のみごとな論法である。では、小

選挙区制導入によつて、本当に地縁・血縁に縛られない政策論争中心の金のかからない選挙が可能になるのだろうか。そして、金のかからない選挙の結果、汚職等がなくなるのであろうか。いみじくも連立政権が「自民党政権の継承」と言つているように政策は自民党政権でも連立政権でも同じである。とすれば、政策論争が中心にはならないだろう。ここで先の論法は破綻する。すなわち、選挙が政策論争中心でないならば、地縁血縁を頼らざるを得なくなり、結果、金の掛かる選挙となるだろう。また、買収も増えるかもしれない。何故なら、多数を買収するよりも少数を買収の方がことは簡単だからである。この小選挙区制導入は政界再編をもう一段階進めるものである。総保守化が改憲へと絡がることは容易に想像できよう。すなわち、小選挙区制導入は改憲への道なのである。

我々は社会の中で生活している以上、現実社会の中の諸事象に対して無関心を装うことはできても、無関係で在り続けることはできないのである。言い換えると、我々がいくら無関心を装い、無関係であると思いつ込んで、我々は実際に起ころる事実に対して責任を取らざるのである。とすれば、我々は来るべき日に備えて、準備を怠つてはならない。

# 追悼

## 故石尾芳久法学部教授追悼特集を編集するにあたつて

関西大学生生活協同組合『書評』編集委員会

石尾芳久先生は、昨年一二月二八日に亡くなられました。

本誌『書評』は今では一〇〇号を越えましたが、その号数がひと桁であった時期に、とぎれとぎれにタブロイドの一枚のもので発行していた時期に執筆をお願いしています。

のような学問的批判的精神の接触や交流などの場として、『書評』を考えることができるようになり、非常にささやかな刊行物ではありましたけれど、関西大学での知的領域における貴重な存在になってしましました。

石尾先生についての業績一覧や思い出話などについては、関西大学法学会などで行われています。『関大通信』二二五号（一九九三年二月一日号）には門下生である市川訓敏先生の追悼文が掲載されています。『書評』では、『書評』のスタイルをもつて追悼の意を表したいと思いました。しかし、周知のように、石尾先生の活躍は非情に巾が広いものですので、それぞれの領域を専門にされました。以後、『書評』の存在の意義を考えるとき、そ

ている先生方に依頼することにしました。そして、依頼するとき、追悼ということだけれども、本当の意味での追悼とはということで、先生のお仕事を見つめ直したいという意向を告げました。

それにしては、亡くなられてから、そう日もたたない時期に早すぎるという意見があるかも知れませんが、先生は、何よりも、自分の書いたものに対決してもらえることを喜ばれる人でした。

その先生のお仕事と対決し、対象化することでしか、先生の存在を確認できることはないと言つてもよいと思います。先生の学問上の位置を確認することから御依頼する先生方は石尾先生より若い世代か、又法制史と違う領域の先生に、と考えました。その結果、法学部の先生方や市川先生をはじめとする門下生の先生方には、関西大学法学会での文集の件もあるということで依頼を遠慮いたしました。原稿を御寄せいただいた先生方は、そのような編集者の意向を汲んで頂きました。

この特集は、今のわたしたちの石尾先生との格闘ぶりでもあります。その精神こそが、私たちに遺された、石尾先生の「遺産」だと考えたのです。

尚、編集部としては、もう少し早く発行したい意向だったのですが、結局、今の時期になりました。若曾根先

生には3月中旬に力作を頂いておりましたのに、全く申し訳なく思っております。又、横田健一先生にもインタビューさせて頂いておりながら編集部の手違いで発表できませんでした。これもお詫びするしかありません。

なお、故石尾 芳久教授に「書評」に寄稿してもらつた論文・書評を以下に紹介しておきます。

・論文

自衛官合祠訴訟大法廷判決批判 (八九号)

人権思想の源流と部落の歴史 (九〇号)

(九〇号)

・書評

内田芳明『ウエーバー社会科学の基礎研究』(八号)

比嘉春潮・崎浜秀明編訳『沖縄の犯科帳』(二二〇号)

卷頭言 ニーチェとウエーバー (二三三号)

イエーリング『権利のための闘争』について (八四号)

網野善彦氏著『異形の王権』について (八五号)

忘れられた思想家——安藤昌益のこと (八五号)

〈ハーバート・ノーマン著〉 (八五号)

石尾 芳久著

「日本古代法の研究」（法律文化社・一九五九年）  
「日本古代法の研究 増補版」（法律文化社・一九六一年）

## 法史的方法について新風

林 紀 昭

石尾芳久先生と共通の師、猪熊兼繁先生の御令室一枝様から聞いた話を先ず紹介したい。猪熊先生宅に止宿されていた際、風呂を焚かれた石尾先生が戻つてこられて、沸かしましたが、今日の薪は細くて柔らかで、燃えにくかつたですと伝えられたが、実は燃やされたのは牛蒡であつたとの事。また猪熊先生の話。彼の関大赴任の頃の日本法制史の講義はマックス・ウェーバーの話ばかりだと（真偽は不明、外国書購読の授業の話であったか）。

此等の話は何れも院生以降石尾先生を知つた後にお聞きしたものであるが、先生を法制史学界だけではなく、日本古代史学界に於いても位置づけた御論著『日本古代法』にも、一部変更の上、収載——以下論文は引用番号で紹介）。

本古代史学界に於いても位置づけた御論著『日本古代法

1 天津罪国津罪論考

一九五四年一二月

2	神判と法の発見	五五年 九月
3	律令の編纂	五六六年一〇月
4	日本古代の刑罰体系	五八年九月一〇月
5	日唐律の比較研究	五八年一一月
6	日唐軍防令の比較研究	五八年二月
7	律令国家の裁判制度	(未発表)
8	日唐令の相違と古記の解釈	五五年一月
附	養老令太政官の研究	六〇年三月

(うち太政官と公坐相連は未発表?)

関大着任以後、五一年から五四年に先ず書かれた法の歴史的発展理論の視角から原始から中世の日本法の見通しを論じた四論文に続く、精力的な論著の中から、中世法関係論文を除いた全論文を一冊に纏められたものである。

その精力的な発表ぶりに今改めて敬服の念を以て眺めるとともに、何れの論文も学界の発展に大きく寄与したものであり、小生にとっても感銘深く読み、多々教導頂いた論文ばかりである。今小生の持つ数冊の同著は、教科書に使われた古本を購入したもので、当時の学生諸君の悪戦苦闘振りが赤鉛筆等で引きまくった線で偲ばれるが、あの高度な内容の論文を講義でどのように説明されたのか、受講生の方の話を是非伺いたいものである。



(右から一人目が故 石尾 芳久先生)

今この本を取り上げるにあたって、各論文の内容を細々と紹介しても、小生は樂になるが、読者諸氏にとって余り意味は無かる。まさに社会経済史的研究が主流であった古代史研究の中で研究生活を始められた先生が、どのような関心で上記諸論を発表されたのか、また各論文はその後の古代（法）史研究にとって、どのような学史的位置を保っているのか、一世代三〇年で言えば、半世代遅れで研究を始めた小生に与えて頂いた恩恵の角度から眺めることで、責めを塞ぎたい。

先ず忘れてはならないことは、先生はこの時期、一つの論文を書き上げる際には、原始から古代、さらには中世まで日本の法の発展を見通して専論を発表されておられることがある。1・2原論文では鎌倉時代の武家法まで位置づけた結論が附記されているが、論著収載の際には削除されている。従つて本著は古代法史の専著のよう外観を与えるが、「日本古代法の発展は——封建的法が原始的制約を脱皮して愈々確立して行く歴史」（序より）であることを意識しての論文であることを銘記しておく必要がある。先生には古代法・近世法の専著があるが、中世法の諸論も一冊の本に纏めておいて頂ければと思うのは、筆者一人に留まらないであろう。もう一つは、マックス・ウェーバーの社会発展類型を





史学においても新たに活用しうることを証明した意義は高い。

同様に第3論文でも、日本書紀等の細々として史料の整合的理解に留まっていた律令編纂論に対し、ウェーバーの指示に従い、目的主義的な編纂と官憲的法令の蒐集の二つの法典編纂の類型をもつて、近江令以降の律令編纂を位置づけたものであり、淨御原律は「固有刑法の鞏固な伝統」によって、その編纂すら不可能であつたが、唐津の繼受が組織的に開始され、唐津が代用されたとの説の提示、養老律令を官憲的法令の蒐集と分析した成果は、法典論の帰結として今日においても評価される。また第6論文でも、ウェーバーによる名望家軍と家産的軍隊という相対立する二類型をもつて、日唐軍防令の比較を行つてゐる。日本古代軍制史研究では、先生の指摘された個々の内容に対しでは引用言及するが、大局的な視点からの日本軍防令の特色についての高論に触れる論考の少ない点は残念である。

かつて滝川政次郎氏は『法制史研究』第十五冊において、終戦以後の律令研究史を執筆された際に、「我が律令の説明に——西洋法学の概念を持ち込むことに、不賛成である。——ウェーバーの概念規定に従つて律令を説いておられるので、ウェーバーの用いる特別用語カリ

スマが何を意味するかもわからない私には、著者が何を言わんとしておられるのか、その正確なところを把握することができない」とされる。しかし、戦後新しい法史学出発にあたり、史料を蒐集、それを体系的に配置することでも満足していたそれ迄の法制史学を克服するために採られた先生の方法論は、ウェーバーの社会發展類型を援用することによって、個々の史料がどの類型に属するか分析し、その法的意義を明らかにすることを通じて、西洋・東洋の各法との関わりの中で日本古代法の特質の抽出を可能にしたと評価しうるのである（但し内部的・外部的刑罰の理解をめぐり、井上光貞氏から反論を招いた事例も存したが）。

また先生の本著に見受けられる史料の扱いについても注意される。自己に都合よい史料の摘出に満足することなく、関連する史料を徹底的に探索し、各種史料の法的意義の解明を目指すことによって、研究が細分化した今日にあつても、影響を与えていたる個別の分析が少なくなつ。思いつくままに、幾つか挙げてみよう。

第1論文では解除（祓除）を賠償制と捕らえる理解、第2論文では皇太子の指導する裁判の摘出、第3論文では飛鳥淨御原律の編纂を否定する史料の分析、第4論文では死罪の贖銅額が唐より日本律の方が倍額に近い事実

の評価、第5論文では日唐律の刑罰が顯著に相違する条文の分析による日本律編纂に際しての固有刑法の深い顧慮の存在の指摘、第6論文での皇太子軍の強調、点兵率の事実上一戸一人制、第7論文では弘仁二年二月廿日詔に見える名望家のカリマスが第一審に果たす機能、第8論文での日唐令の比較による固有法の伝統の存続等々である。

関連して先生の用語の厳密な選択も忘れてはならない。第2論文では家産的権威裁判と名望家裁判の節が本著収載に際して削除されたり、第6論文の兵士を出している戸数は修正されている。著書に纏められる際に手を加えられていたことが認められるが、さらに殆ど全編にわたって、個々の語句にいたるまで、訂正が施されている。厳しく自己を見つめて学問を続けられた姿勢が、本著出版に際しても、自己の満足する用語への入れ替えに繋がっていると拝察される。

冒頭の話に戻ろう。牛蒡を燃やしてしまったのは、思索にふけつておられたからであろう。またそこまで没頭して考え込むことが可能のことによつて、西洋社会の理論的把握、東洋社会への見識・法の分析、その上に立つての日本古代法史史料の徹底的な分析による法の特質を解明を目指す広大な構想の著作の誕生をもたらしたと考



えられる。先生らしい話として紹介した次第である。

まだまだ書き残したことが多いが、最後に先生が『法制史研究』第二十九冊の中で、師猪熊兼繁先生への追悼の辞で述べられた「先生の提起された問題に対し、先生の

若き弟子たちとともに、私もまた、戦闘的意志をもって、対決する覚悟である」との約束が思いだされる。小生も、先生のようなエネルギッシュな研究活動は及びもつかないが、先生が育てられた研究者とともに、先生が目指された西洋・東洋法の流れのなかで日本法の流れの特質を分析してゆく方法を学び、研究を進めてゆきたい。

謹んで先生の御冥福をお祈りする。

(はやし のりあき・関西学院大学教授)

日本古代の天皇制と太政官制度（有斐閣）

日本古代法史（培書房）

古代の法と大王と神話（木鐸社）

\*編集部注

林紀昭先生所有の「日本古代法の研究 増補版」は増補第二刷でしたので、出版社に問い合わせたところ、出版社においても不明でしたので、発行年を林先生所有の増補第三刷の発行年を採用しました。「増補版」は出版社でも現行のものを使っているとのことでした。

石尾 芳久著

「海南政典・海南律例の研究」（法律文化社・一九六七年）  
「海南政典の研究」（関西大学東西学術研究所・一九六九年）

青木 美智男

現在、明治維新史の研究は、大きな転機にさしかかっている。明治維新は、かつてのように日本史研究上の最重要課題ではなくなった。変革期に対する研究関心が薄れてしまつたからである。なぜなら、日本の現代政治を考える出発点としての明治維新について、絶対主義の確立かブルジョア革命など、その性格を論ずることの意義が、もはや大きく喪失してしまつたためである。

その点で石尾芳久氏がご活躍されたころは、全く違つた状況にあつた。『海南政典・海南律例の研究』の初版

が刊行された一九六七年（昭和四二）は、いわゆる明治百年の前年にあたる。明治維新に関する論議が、内外ともに盛り上がつた年である。そうした雰囲気のなかで、維新変革の性格づけにかかる問題を投げかけた本書は、時宜にかなつた研究書として話題になつた。また、「海南政典の研究」も、石尾氏ご本人が、その序文の冒頭で「明治維新に対する国民の関心が今日ほどたかまつている時期はないといつてよいであろう」と述べているように、明治百年の翌年、つまり一九六九年、維新史研究ブームの余炎のなかで刊行され注目された仕事だつた。

それから約二五年たつたいま、『海南政典の研究』と

言われても、それがどんな内容の研究書なのか即答できる研究者は数少ないと思う。しかしかつては、薩摩・長州と並ぶ西南雄藩の土佐藩が、幕末に制定しようとした基本的法典であり、その構想を貫く政治思想には、近代国家形成のプロセスを考える上で重要な内容が含まれているとして注目された法典だった。日本古代法の研究やM・ウェバーの研究に力を注がれてこられた石尾氏が、この法典の本格的な分析を通して、その近代性の紹介に心血を注いだのは、明治維新に関する国民的关心や、あらたな研究状況の高揚を察知されてのことであろう。

周知のように明治維新の原動力となつたのは西南雄藩だった。だから維新史研究は、幕末雄藩の分析に焦点を当て、そこから維新変革の性格づけをおこなう方法が、一つの研究潮流をなしていた。そのため、諸藩の藩政改革研究が一大ブームを巻きおこした時期もあった。そして幕末の諸藩の政治史がゆたかになり、幕末維新史が詳細になつた。

長州・薩摩両藩をはじめ西南雄藩は、倒幕以後の国家構想や、そこに至る戦略をさまざまに描いていた。しかしそこには、質的な相違や段階的な差があつた。それゆえ、どのような構想や戦略が選択されて維新政権が確立したかを論ずる前に、諸藩が藩内の政争や政治改革のさ



いに描いた国家構想や政治戦略をそれぞれ解明しておく必要に迫られた。これが幕末の藩政改革を、研究上さらに重要な課題とするに至つた大きな理由である。日本法制史家の石尾氏が、幕末の土佐藩にあって、吉田東洋が、志し半ばで暗殺されたため実現をみなかつたとはいえ、藩政改革のさなかに構想し脱稿した基本法典「海南政典」に熱い眼差しを投げかけたのは、それが維新史研究に一石を投ずるに値すると判断したためと思われる。

## 二

石尾氏が心血を注がれた『海南政典・海南律例の研究』と『海南政典の研究』は、ともに土佐藩政治改革の基本法典「海南政典」の分析に力点がおかれている。とくに後者は「海南政典」がいかなるものなのか、ということを紹介するために、全文の掲載に頁数の大部分を割く内容になつてゐる。おそらく、一九六〇年（昭和三五）公刊の、山内家元家令仙石家に伝えられた仙石家本（高知地方史研究会編）と、もう一つ残されている松野尾家本の二つの写本を校合して確実なものとし、研究のさらなる発展を願つてのことであろう。そして両書とともに、法制史の研究書というよりは、法制史研究の立場から、明治維新政治史の過程に、一つの近代的国家構想が用意さ

れていたことを論証し、そこから西南雄藩による維新政権の性格づけを試みた。どちらかといえば、日本史研究の書と見たほうが適切かと思われる。

しかし、漢文の「海南政典」の条文に、句読点、返り点を付し、写本の誤字・脱字を補う仕事には、日本古代法制の研究者ならではの識見が随所に發揮されている。また、条文解釈や背景を論じるさいにも、中国法の影響の指摘やM・ウェバーの近代的官僚制に関する論点との比較などがしばしばおこなわれていて、石尾氏のこれまでの法制史研究の蓄積の上に結実した成果であることが十分うかがわれる。





『海南制典・海南律例の研究』は、次のような構成になつてゐる。

序 吉田東洋の識見

第一 海南政典・海南律例の編纂・施行

第二 海南政典に認められる官僚制的改革の構想の特色

第三 町村自治制・民兵制・戸籍の編製に関する構想

第四 官僚制的改革と土佐藩における郷土・庄屋層

第五 官僚制的改革の思想的源流

第六 海南律例草藁に関する考察

また、「海南政典の研究」は、

序 第一篇 海南政典の研究

第一章 明治維新論争と海南政典編纂の意義

第二章 海南政典に認められる官僚制と自治制の構

想

第三章 元禄大定目と海南政典

第二篇 海南政典の校合

付録 海南律例草藁

という構成になつてゐる。以上のように両書の論理の展開にはあまり大きな相違はない。では、石尾氏は両書でなにを論証しようとしたのだろうか。それは石尾氏自身の次のような言葉に端的に示されていよう。つまり石尾氏は、維新変革の本質は、「政治的自己肅正が議会主義ではなく官僚主義の方向から進められた点」にあるといふ。それゆえ、

変革のエネルギーは、政治権力のより進んだ組織・編成の創造に発する、と考える。そして、また、西南雄藩は、政治権力の組織・編成に關して、幕府やその他の諸藩よりも卓越した創造力を示す、と考えるのである。幕末土佐藩に合理的官僚制の方向からする封建権力の徹底した自己肅正の構想が存したことは、吉田東洋の編纂した一千余条の条文を有する法典・海南政

典の明証するところである。〔海南政典の研究〕序文

と言わるよう、政治変革には「政治権力のより込んだ組織・編成の創造」が不可欠であり、その「組織・編成の創造」の一つとして注目されるのが吉田東洋が編纂した「海南政典」にみる合理的官僚制の構想である。その実現は東洋の不幸な死によつて挫折してしまつたが、土佐藩が維新変革で大きな役割を果たしえた背景には、こうした合理的官僚制を構想するような政治的基盤がすでに存在したことを見逃してはならないという。そこで「海南政典」を分析し、維新変革の本質である官僚的な政治的自己歴正の構想を解明して、維新変革の近代性を実証してみせようとしたのが両書の論点である。そして両書は、「海南政典」の重要な各条文にメスを入れ、その思想の先進性を際立たせることに精力が費やされる。次にその各条文についての石尾氏の見解のポイントをかいつまんで紹介することとしよう。

### 三

土佐藩の大目付吉田東洋は、一八五三年（嘉永六年）、藩主山内豊信（容堂）に起用され藩政改革をはかるが、保守派の反対で翌年免ぜられる。しかし、五七年（安政



四）、内外情勢の急迫により再度藩政改革の責任者として復帰し、典型的な西南雄藩型の改革を実施し、権力の強化をはかる。そのなかの一つに、藩主容堂の積極的な姿勢によって進められた政典編纂があつた。そしてそのため設置された制度改正局には、福岡藤次（孝弟）はじめ約十名が集められ、東洋を中心に編纂が進められた。こうして一八六一年（文久元）九月に「海南政典」と「海南律例」が脱稿したが、いずれも草稿・草案の段階にとどまり、いまだ容堂公の序文が得られないまま、完成す



るにいたらなかつた。ただ後述するように、格式制度を変革し官僚制的編成を意図した「職守」の規定だけを、編纂の完成に先立ち施行しようとしたため、それが藩内を動搖させ東洋暗殺の口火となつたといわれている。

「海南政典」は、職守・考課・繼嗣・議制・寺社・戸籍・田疇・山廩・関市・賦役・營繕・倉庫の一二項目および法律からなつてゐる。その一部は施行されたようであるが、翌六二年（文久二）四月、尊皇攘夷を主張とする土佐勤王党による東洋暗殺事件のため、「海南政典」全部の施行には至らなかつた。

石尾氏は、このうち職守・考課・戸籍、そして田疇以

下倉庫までの七項目を注視する。なかでも、職守において、その大要を「外朝官——外朝官属」「内朝官——内朝官属」と大きく二系統に峻別した点を高く評価される。なぜなら、この構想が、外朝官が万民が政治に参加する体制の前提とするところの役所と私宅の分離という近代的官庁組織の原理に近いからである。つまり、外朝官の最高官職（奉行職）の職掌は、家政機関（内朝官最高官職・近習家老）の国政への関与を排除しうる国政統裁の権限を有し、その奉行職を中心とする統一的な補強機関と、それを頂点とする官職階層制と審級制の原則の形成を可能ならしめてゐる構想だからだという。

しかも外朝官の官職体系は、奉行職——奉行所、仕置役——仕置府、大目付——大目付府 の行奉行職の三系統からなり、何らかの意味において立法・司法・行政の三権分立を参考にした跡がうかがわれるという。さらに注目すべきことは、大目付に、監禁・司法の職務とともに、軍事行政統括の任が付加されている点である。そして、軍事部門も含めて人事行政に力が入れられ、封建的な家産官僚制を排除し、合理的な人事行政が目ざされている点に着目する。

「海南政典」の官僚主義は、町村自治制の構想においてもまた貫徹されているという。町村自治制に関する規定は第六項目戸籍においてなされているが、そこには同時に兵制についての規定が含まれている。なぜなら、軍事編成の理念を、皇室との関係を公的な関係とし幕府との関係を私的な関係とした土佐藩は、それを支える膨大な数の軍事力を、町村自治制を基盤にした一万に及ぶ民兵軍によって担う構想になつてゐるからである。しかも郷土層に指揮・統率を託された民兵は、兵籍五年という一定の年功にもとづいて武士に準ずる名誉を与えられ、国民すべてが武士身分に引き上げられることによって、封建的身分格差の漸次的解消を狙つていたとさえ断言できるのである。

このほか石尾氏は、いくつかの事実を提示して、「海南政典」が合理的官僚制を構想したものであることを縷々論証した。そして、藩序と藩主家政機関との分離構想は、矮小化し形骸化した形ではあるが、維新政府の藩治職制に受け継がれるなど、維新政府の職制のなかには、長州・薩摩藩の軍事偏重の官僚主義だけではなく、「海南政典」の合理的官僚制の構想に影響されたものが、いくつかあるといわれるのである。

いずれにしても、近代的官僚制の構想をもつた「海南政典」は、吉田東洋の死によつて実現をみなかつた。しかし、その先見性を歴史に埋没させて維新変革をみると、誤った明治維新論になると主張したのだった。

なお「海南律例草藁」については、近代的官僚制に関する論証とややずれるので、ここでは紹介を省略することにする。

#### 四

石尾氏が四〇代から心血を注いで來られたこれらの研究は、きわめて実証的で、説得力をもつて迫つてくる。もし石尾氏の論証の通りであれば、維新変革における筋道に、もう一つの近代化路線があつたことを証明することになろう。ただ問題は未完の「海南政典」の影響力で



ある。石尾氏の言われる通り、その後の幕末土佐藩政に大きな意味をもつたものと、言い切れるかどうかである。しかしま、氏の論証の問題点を一々取り上げても意味がない。なぜなら、明治維新研究が衰退し、それによつて藩政史研究が課題を見失う危機的な段階にあつては、旧来のままの維新史の視点からいくら批判しても発展が望めないからである。全国諸藩の研究は県や市町村の自治体史では盛んであるが、そこからあらたな問題提起がなされ、研究が大きくそれに傾斜するような状況はおこつていい。かつて花形だった長州藩研究や薩摩藩研究

も、以前のような輝きはない。土佐藩も同じである。そのようなとき、直接維新史研究から離れてしまつた私は、あらたな論点が見出せないからである。

しかし本格的な政治史研究がなくて、まともな社会史・生活史・文化史、そして経済史が成り立つはずがない。いま、ブルジョア革命論や絶対主義論のような、政治運動の立場からの明治維新論は影響力を失い、そのドクマから解放されたが、あらたな維新論が提起されたわけではない。幕末・維新时期の政治過程は緻密になつたが、かえつて大胆な時代論などは提起されず、過渡的段階にあるといつてよい。いつしか、再び政治史の研究が高まり、あらたな視点で維新論が大きな話題になることだろう。

それは意外に早くやつてくるかもしれない。最近の歴史学研究会での幕末維新期に関する問題提起には、そのような動きがみられる。とくに木村直也氏などの維新国民国家形成論などが大きな刺激となつてゐる。そのようなとき石尾氏の仕事は、次代の研究者たちに活用されるとともに、批判の対象にもなる可能性を秘めていると思う。そんな含蓄のある重厚な研究書を久しうりに読ませていただいたことを感謝したい。

石尾 芳久著

「日本近世法の研究」

(木鐸社・一九七五年)

## 支配の理論からの近世社会の切開

沢井康雄

うであるが、今は接点が見つからないと断られたそうである。

この興味深い著作に関心がないこともないが、それをどのように史学史、法制史の中で位置づけるかについてことであつた。その意味で、法制史家の著書である本書は、一様に氣を重くされたようである。それで私のところへまわってきたという次第である。

しかし、本書のように極めて理論的な関心の強いものを一般史の人に評価を求めるのは、ない物ねだりに等しいとされた。それで編集者は、若い世代の法制史家で、著者にやや距離を置いていた人にも意見を尋ねられたよ

本書は、五一四頁に及ぶ大著である。故平松義郎名古屋大学法学部教授は、「本書は論文集であつて、序に続く『マックス・ウェーバーの中国論』、附論『地頭の吟味』

という二個の研究報告のペーパーを前後に据え、相互に関連する七つの論文が収められている。諸論文のうち中心となるのは、関西大学図書館蔵・撰津国芥川郡高浜村文書に含まれた諸資料の各全文復刻に近い紹介と、それを典拠とした一旗本領の領民構成、及び統治。特に裁判についての理論的研究である。」（『法制史研究28』一九七八年の書評 傍点・沢井）とされている。そしてその内容は、「マックス・ウェーバーの中國論」を付した序を置いて、

### 第一 播州芥川郡高浜村の『五人与前書之事』について

#### 第二 検地帳と名寄帳に記載された賤民

##### —— 播州芥川郡高浜村の

###### 文禄検地帳名寄帳を中心にして——

#### 第三 高浜村文書における「氏神倒木出入一件」内済の記録

#### 第四 沖縄内法について

#### 第五 嘘壁両成敗法について

#### 第六 地頭の吟味について

#### 第七 高浜村文書における地頭吟味の記録

#### 第八 近世の雇用契約について

となつていて、それに附論がついている。

論文の第一では、前田正治関西学院大学名誉教授らの業績などを基礎にして、中世の自治的村落結合が次第に変容していく、権力の志向するところを先取りするという逆立ちした自治とでもいうものが近世村法であるといふ事が展開されている。そのことは村法の名宛人に庄屋や年寄りといった、村法の発見人であり提起者であるはずものがなっていることも大きな材料として五人組帳と村法との関係への理論的分析を深め、五人組帳前書の企図する農村における農民結合の本質は、ライト・ルギー的結合、隸属的連帶責任的結合であるとされるが、（それが高浜村文書五人組前書では削除され中世的自治の活動がみとめられる）それは村法の多くや五人組帳前書が御公儀御法度御制法に対する包括的恭順から始まるも中世的自治からの逆転の根柢にされる。（しかも、その史料解釈については、同志社大学井ヶ田良治教授からの異議もある『法制史研究24』まさに著者が序で述べられた「逆行する法」としての近世法の分析をされた著書の最初に掲載された論文としてふさわしいものである。）第二論文は太閤検地の評価と近世の身分に関する問題で、後に著書がもっぱらにされる被差別部落の研究の先駆になるものである。

太閤検地を小農民自立政策（封建革命）とする見解は

現在でも多い。著者はその検地帳・名寄帳に「かわた」と賤民身分の記載があるのを問題にされる。この賤民政策は小農民自立とも、絶対主義の國家への志向とも対立するからである。それは出入作の問題で自立的な関係の存続意欲と権力による転倒という近世社会問題の核心について追求されている。それは近代社会への展望のうえでの大きな構想のもとなされている。

第三論文では論題にもある「内済」を「閉鎖的団体たる裁判権を剥奪したその裏返しとして認めた疑制的和解」だとされる。つまり著者によれば、近世村落は権力に対し「閉鎖的」ではなく、権力迎合的な他律的強制「団体」に転倒しており、町村役人には裁判権は認められなくなっているとするのである。つまり、近世社会の権力迎合的団体への転倒の象徴としての意義を「内済」は持つとされるのである。

第四論文は近世幕藩法の暗黒面を最も鮮明に映し出しているとも言い得るとして、沖縄の法制を、奥野彦六郎「沖縄の人事法制史と現行人事法改正管見」「南島村内法」などの研究をもとに考察がなされている。薩摩支配と共にあった清律の継承、しかも清律よりも甚だしい重刑が課せられる場合があることを指摘され、理論的切開がな

されている。

第五論文は石井紫郎「前近代日本の法と国制に関する覚書(二)——喧嘩両成敗法を手がかりとして——」「法学協会雑誌」八八一五・六)に対するポレミークの一部である。家産官僚制的関心が、私人間の紛争を煩わしいから関知せずに放任して、ことあらば権力を発動すると言うのではなく、権力の期待通りの姿勢を取らないと発動されるのである。そこに「内済」と類比されるべき問題があるとされる。

第六・第七論文それに附論は地頭吟味についての問題である。これは、平松義郎著「近世刑事訴訟法の研究」で展開された理論を指針として農民側の資料に則して考察したものだとされる(とくに第七)。そして、先に触れた故平松教授の書評がある。故平松教授の文は「旗本の吟味はときとともにその手限仕置権が縮小されていくが、著者は、小身なるがゆえに、地頭権力は行政的責任転嫁の立場において、家父長的・恣意的な吟味を肥大化させると述べ、捜査の段階では、目明のごとき犯罪団体類似のもの等が用いられたことを単に公権力の弱さと見るのは充分ではなく、「追いつめられた人々のルサンチマンを転向せしめることにより、迎合的権力意思として利用しようとする家産官僚制支配の権力関心」(五〇六

頁) を問題とすべきであり、さらに幕府刑事裁判の自白第一主義を論じて、犯罪事実の認定に該る被糺問者の「承伏」は、まさに『御威光』への恭順的思想の発現であつて、これこそが糺問の志向するところであつた、としている。著者の高見は体系的理論を踏まえた分析であり、

総体として拙論に対する一の解釈の可能性を示唆したものと敬意をもつて受とめたい」とされている。

第八の論文は、近世の雇用契約について牧英正・大竹秀男教授らの研究をやはり高浜村文書を参考にしながら理論的に深められたものである。後、一九七七年吉田正志「近世雇傭法の構造とその史的展開序説——幕府および東北諸藩雇傭法よりみたる」(『法学』東北大 41・1・2) が発表された。著者は、すぐに「近世人身売買・再論」(『関西大学法学編集』一二七一五 傍点・沢井) を発表している。つまり雇用契約としては、中世的人的契約の系譜としてあるはずの契約が、物的契約の系譜で考えられ、人身売買の擬制に過ぎない問題を提出されているのである。これは、さらに吉田正志「近世雇傭法研究の深化のために——牧英正・石尾芳久両氏の御教示に接して」(『社会科学の方法』118—78)において異論が提出され、後、激しい応酬がなされた。

以上のように著者の問題関心が見事に貫かれている。

尤も理論的ゾンゼをあちこちに打ち込まれて回ったとも言える。故平松教授は、「一つの解釈の可能性」といわれている。

### 三

その問題意識に貫かれた、理論の先鋭化は著者の場合、例えば平松教授の言われる「著者は撰州の一旗本領を『地頭吟味』の典型と見られ、かつ、それを幕藩体制、あるいはより正確には幕府自身の裁判の特徴が増幅的に具体化され、家産制的支配が更に顕在化する場と考えられるようであるが、果たしてそのような一般化が無限定に許されるものであろうか。」という問題が残る。著者の論述には多くの指針がある。史学・法制史学ともまだその示された地点には立てない。あるいは、そのようには行かない面もある。

現在も、近世社会を明かす材料が提出されている。本書の執筆の時にすでにあったものもある。本書は著者の理論的作品だったのだろうか。

(さわい やすお・本学卒業生)

石尾 芳久著

「被差別部落起源論」

(木鐸社・一九七五年)

「被差別部落起源論 増補版」

(木鐸社・一九七八年)

# 一九七五年 被差別部落論の理論的地平

金原淳

一九七五年石尾芳久『被差別部落起源論』の出版は、被差別部落についての研究史をそれ以前とそれ以後に時期わけをする程の出来事であった。

そのはしがきに、「従来の概説書の多くは古代奴隸制

る」としている。「起源論」としたのは本書が被差別部落の起源を解明せんとするものではあるが、同時に様々な俗説を生み出す「起源論批判」の書でもあったのである。従来の多くの説明——実は今でも多くの焼き直しが生産されている——は古代国家と近世幕藩体制を同質のものとして考えてしまっているところに致命的な間違があること石尾は指摘した。

これは部落差別を「永遠の過去」の過去に遡らせる手続き素朴な流出論の手法を用いている。それはあたかも被差別部落の起源が「永遠の過去」に遡るかのごとき印象を与えていた。(略)かかる印象を科学的な分析によつて断ち切ることこそ、被差別部落起源論の課題なのである。

法が一見ラジカルなように見えて、実は救いようのない無展望の下に差別を投げ入れるものであつた。ほかには差別から解放されている歴史的な事実は多々あるのにで

ある。しかも「永遠の過去」に遡らせる手法には支配の構造・社会の変化・権力の問題を深く考えない人に受け入れられやすいという問題があつた。その人々は問題を「永遠の過去」にほうり込めば安心するのである。それはまた、出口のない絶望へともみちびくものであつた。

そのような、実は安易な観念論に對して、「被差別部落の設定が、中世都市の自治に対する彈圧、とくに都市自治の担い手である社会層（その一部を構成する手工業者職人層）に対する徹底せる彈圧と必然的に関連なることを本書において実証しよう」とすることによつて対決したのである。

被差別部落の成立が都市自治の担い手の活動とそれに対する彈圧に深い關係があつたということはまさに日本近世及び近代の社会の性格と深い繋がりを持つてくるのである。

先に時期分けするほどの出来事といつたのは、「永遠の過去」にほうり込まれていたものを取り出し、近世近代社会の都市自治の担い手として成長するはずであつた人々、その人達をこそ徹底して攻撃支配して成立したのが近世幕藩権力だということが提起されたことからである。しかもそれは、古代天皇制の研究、中世封建制の研究、官僚制改革構想からの明治維新の研究、近世法

の研究を経て満を持して提出されたのであつた。

本書をきっかけに、著者は三年後の増補版もふくめて、一〇冊に及ぶ被差別部落を扱つた著書を出版することになる。

その間、著書はこの議論の中心的役割を果たすことにな



なる。しかしこの事は必ずしも多数を成していたという  
ことを意味するのではない。

一九七六年、兵庫県氷上郡の郷土史家船越昌は、「被差別部落形成史の研究」を公刊し、一向一揆との関係を述べている。都市民の源流の活動としては土一揆に焦点が置かれていた「被差別部落起源論」の著者である石尾も、むしろ一向一揆の活動との実証に努めるようになる。

## 二

一九九三年八月三一日付朝日新聞の「取材ファイル」欄は、「国文学解釈と觀賞」別冊中上健次特集（一九九三・九・一〇）での柄谷行人の発言を紹介している。

『地の果て　至上のとき』という小説にててくる主人公秋幸の父浜村龍造の先祖浜村孫一は、一向宗のリーダーだった。一向宗の一揆は豊臣秀吉に徹底的に弾圧され、その結果被差別民にされたというのである。日本法制史の石尾芳久の学説をひいて論じている。柄谷は「被差別部落は、いわば近世の市民革命の敗北の中からできたものです」とい、「俺は浜村孫一だといふうに秋幸がいうとすると、それは単なる幻想ではなくて、被差別部落の『起源』そのものに向かい、且

つ闘争する事を意味するんです」と続ける。

と紹介するのは、八月一八・一九日に高野山で開かれた部落解放研究所創立二十五周年記念「部落解放夏期講座」での同所長の友長健三が部落差別が新しい局面に逢着していることを訴えた事と関係している。記事は続けて

そういうえば、昭和天皇の死去以後被差別部落の「起源」をめぐって大きな論争が起ころっている。一つはさきに柄谷が引用していた被差別部落の「一向一揆起源説」の正否をめぐってである。もう一つは、「排除」ということを媒介に差別を考え、中世賤民の存在を近世贱民との連続でとらえる「中世政治起源説」である。これまで有力であった「近世初頭起源説」だと、部落差別を「封建遺制」だけにしてしまい、近代以降も障害者や女性差別とともに日本社会に構造的・歴史的に深く根を張っている差別がとらえられないという考え方が中世起源説の根底にはあるようだ。（『部落史を読みなおす』解放新聞社編　上杉聰、寺木伸明、中尾健次著）

このまとめ方は公平なように書いてあるが、研究状



況・理論状況を紹介する記事であるのなら研究史をもつ少したどつてから書かるべきであつた。まず「近代以降も障害者や女性差別とともに日本社会に構造的・歴史的に深く根を張つてゐる差別」と日本社会の特質をいいたいのであれば、「中世起源」といわずなぜ古代にまで遡らないのか（実は、かつての概説書は遡ることになつていた）、また、このように一般的な差別問題と

することについて、同書（『部落史を読みなおす』）の中の寺木は口をすっぱくして、差別一般にするなといつてゐる。さらには、中世賤民の多くが近世賤民としては組織されていない（解放されている）ということについてはどう考へるのか、同じように差別されると考へなければいけないのか。

だれでも気になるこの三点に加え、記事は「一向一揆起源説」の正否を巡る問題と、「排除」ということを媒介して、中世賤民の存在を近世賤民との連續でとらえる「中世政治起源説」からの問題が提出され、これまで有力であった「近世初頭起源説」に疑問をなげかけているという。

「近世初頭起源説」（近世初頭「政治」起源説）がどれ程有力かはわからないが、「一向一揆起源説」といういうう言い方は勝手にいっているので誤解をまねくネーミングである。一向一揆と被差別部落の成立には密接な関係がある。本質的な関係があるということである。

これだけでもずいぶん乱暴な紹介であることが分かるが、この「なげかけている」という疑問はすべて、一九七五年より前に盛んにいわれていたことなのである。この言い方も乱暴であるが、この意味は「なげかけている」とされている問題は、一向一揆のことについては直接で

はないけれど、すべて、石尾が『起源論』を書いたとき  
に克服すべきものとして対象にしたものなのである。

上杉は「排除の差別」ということについては、自説に  
とつて一番根本的な用語として使っているはずである。  
にもかかわらず自分ではつきりしないとは、なんという  
無責任なことであるか。寺木が鋭く追及している。『被  
差別部落起源論増補版』には、「いわゆる『共同体から  
の疎外』について」とする渡辺広の「共同体からの疎外」  
批判が載せられている。上杉の「新説」は、理論的には  
もう少し乱暴なものである。

一向一揆については、都市自治の担い手として、石尾  
にとつては当初は、土一揆に焦点があつたのであるが、  
一揆の敗北と身分貶下の問題を尖銳化する過程で関心を  
益々深めていく。多くの史料が寄せられてくる。その面  
では、多くのなすべき事が残されてはいる。

### 三

しかし、「一向一揆起源説」批判は不可解な批判である。  
一つは一向一揆だけが被差別部落の起源であるかのよう  
に言つてゐるようになつてしまふことである。二つには  
一揆の問題と権力の問題なのであるが、その権力論につ  
いての恐ろしく乏しい知識である。三には、一向一揆論

についての実証面での批判なのであるが、中尾健二はつ  
ぎのようにいつてゐる。「現在のところ、『一向一揆起源  
説』は、石尾説も寺木説も、状況証拠でのみ展開されて  
いるが、最後に私見をまじえて、逆の状況証拠をいくつ  
か提示してみよう。例えば、『最後の一向一揆』以上に  
抵抗の激しかった地域があるにもかかわらず、そうした  
地域で身分貶下の例が見られない、近世の農民が、民衆  
闘争のモデルとして一向一揆を理想化している、一揆を  
最後まで戦つた農民たちは、神格化されることはある  
も（『義民伝承』など）、差別された例があまりみられない  
い（近代以降の社会運動は別にして）など、『一向一揆  
弾圧説』を否定する状況証拠は枚挙に暇がないのである。  
これらをクリアしない限り、『一向一揆弾圧説』は成立  
しない。説得力ある実証を願う次第である」驚いた言  
い方である。一向一揆との関係について、自分がどう考  
えるのか、否定的なのであれば「実証を願う次第である」  
などとしらじらしいことをどうしていうのか理解を越え  
る。また、「差別」についての問題は一貫して民衆によ  
る差別ではなく権力による差別の発現を問題にしている  
のである。そこには差別についての考え方の、石尾・寺木・  
船越らとの大きな違いがある。さらに中尾は一向一揆以  
上に抵抗の激しかった地域の例として一五八七年の肥後

での太閤検地に反対して土豪・農民層をまきこんだ一揆で、土豪一〇〇〇人が処刑された。それに対して最後の一揆・太田城の合戦では、処刑者は五〇人であつた例を挙げている。これは量の問題ではなくて宗教一揆に権力がどんな関心を持っていたのかを示す材料に逆になるかも知れない。また、一向一揆でも処刑者が多くて痕跡が逆に残らない場合があるかも知れない。

石尾・寺木・船越らの主張に対してもかく実証的に云々の批判がある。実証は仮定が前提のはずである。自らが、仮定にもならない、あやふやな理論めいた作業しかしていないのは実証以前の問題である。現実の材料は様々にあるのは最初から分かっている。それがどれ程証明の材料になるのか、あるいは決定的に仮定を成り立たせない材料になるのかという作業が実証であるのに、全くそのとおりの史料がないからその理論は駄目だというのでは研究者の作業ではあり得ない。

さらに研究者の作業といえば、石尾が自らの研究の成果を自負をもつて発表はじめたのは、古代の刑罰論書である。古代の刑罰論では、ケガレの問題をどうするのかといふことが問題になる。「ケガレ」といえば石尾にとっては、当時からの課題であったのである。「起源論」を書きおえたあと一九八一年『民衆運動から見た中世の

非人』(三一書房)を公表している。網野善彦、松尾○○の研究にも刺激されてであるか、それは、差別を克服する民衆の活動と権力の問題をとらえ『起源論』を提出する基礎にもなっている。批判は、それらに立ち向かう構えでなされるべきなのである。

#### 四

今、被差別部落の研究についてはゆれもどしの時期のようである。今改めて、『起源論』を成り立たせた状況と研究体制を考えるなら、あれから一体どういう事だったのだろうかと考えてしまう。一九七五年の初版の時、船越説の登場の時などを考え、気持ちを引き締めざるを得ないのである。

(かなはら あつし・本学卒業生)

民衆運動から見た中世の非人 (三一書房)

差別戒名と部落の起源 (京教松柏社)

一向一揆と部落 (三一書房)

統一向一揆と部落 (三一書房)

部落起源論 (三一書房)

明治維新と部落解放令 (三一書房)

人権思想の源流と部落の歴史 (三一書房)

石尾 芳久著「大政奉還と討幕の密勅」（三一書房・一九七九年）

## 「大政奉還と討幕の密勅」を読む

毛 利 敏 彦

### はじめに

石尾先生は研究領域の広い方で、著作対象は古代史から近代史にまで及び、マックス・ウェーバーの学説についても一家言をもつておられたのは周知のとおりだが、幕末維新期にもかなりの関心をよせておられた。先生の代表作のひとつ『海南政典の研究』の舞台は幕末土佐藩であつたし、本書でも幕末から明治への転換期の重要な題が扱われている。

本書は先生の著作中では異色の部類で、政治史と政治思想史の中間的性格のものである。初版刊行は一九七九

年だから先生五五歳のとき、学者としての働き盛りに著されたわけである。ただし、必ずしも読みやすく明快な作品ではない。記述に前後錯雜重複の箇所があつたり主題と直接関係なさそうなことが混入した箇所があつたりで、話の筋を追っていくのに少々苦心が要る。そこで、私なりに整理すると以下のようになろう。

先生は、本書の冒頭で次のように問題を樹てられた。  
「大政奉還と討幕の密勅が明治維新の本質を解明する上に極めて重要な事件であることは、いまさらいう必要

もないくらい明白な事柄である。したがつて、これについて從来より多くの研究の蓄積があるが、しかし、事件の真相は、必ずしも明確となつたとはいえない」（一一ページ）と。

でも、從来の研究のどこに問題があつたのか。

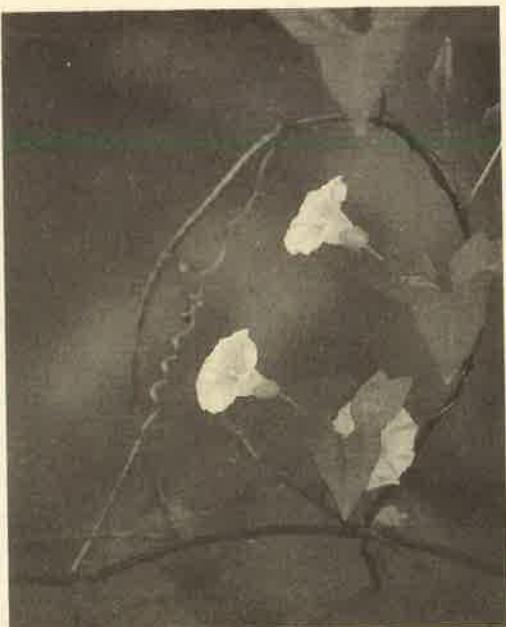
先生は、從来の研究の基礎となつたのは尾佐竹猛『明治維新』下巻の次の記述だとされる（二七ページ）。

大政奉還の建白と、討幕の密勅とが同日であることは、偶然の出来事と觀るべきであるか否かといふ、維新史上的一大疑問であるが、（中略）大政奉還と討幕とは相容れず、いづれが先かといふことは、決定的の問題であり、両者共、その前後を争ふたのであり、討幕派は、建白が出たことを知つたのであるからその上奏以前に、討幕の实行に移らなくてはならぬので、密勅降下の潜行運動は急いで居る。これに対し、建白派は討幕の实行以前にどうしても、上奏せしめねばならぬ。此派は討幕の出兵が近づきつつあることを熟知しつたとされる。

## 二

先生によれば、「問題は二つある」（一一ページ）。

第一は、將軍徳川慶喜が大政奉還の上表文を朝廷に捧呈した期日が、慶應三年十月十四日であるということ、しかも、同日十月十四日正親町三条実愛が大久保利通、広沢兵助を邸に召して討幕の密勅を下したということ、



何故同日であつたかという理由を如何に解するか、といふ問題である。

第二は、討幕の密勅の降下のみならず、將軍の大政奉還の上表にも、薩摩藩が深く介入しているということ、それ故、薩摩藩の立場では、討幕の密勅降下と大政奉還とは全く別個の事柄、あるいはよくいわれているように互いに競合する行動ではなくて、むしろ必然的に関連する事柄であつたということである。これを如何に解するかという問題である。

とくに後者は通説の盲点を衝いた鋭い問題提起といえよう。

薩摩藩の行動をみると、同藩代表の小松帶刀は大政奉還運動に熱心であり、徳川慶喜に実行を強く働きかけ、しかも奉還上表期日の確認に異常に執着した。そして、小松と大久保利通は、「十四日にたしかに上表文が捧呈されるという情報を確認したので秘物（討幕の密勅）そのものを降下した」（二二〇ページ）。つまり、尾佐竹氏が述べたように、討幕密勅の気配を察知したから急遽その機先を制すべく大政奉還に動きだしたのでなくて、逆に大政奉還上表を確認してから討幕密勅降下が実行されたのが史実である。

ここで私の旧著も批判されている。「毛利敏彦氏は、

大政奉還について、「大久保と後藤との対決は、ひとまず後藤に軍配があがつた」とされ、密勅もれについて、「二二日、討幕密勅は取り消された。窮地にたつた倒幕派は、軍事力集結でまきかえしをはかった」とされる（『大久保利通』一一八ページ）。しかし、右述したように、……薩長二藩は、討幕密勅降下により挙藩討幕の出兵の行動に着手したのであって、討幕密勅の取り消しにより窮地にたつて軍事行動に着手したのではない。……薩藩の大政奉還と討幕密勅とを必然的に関連せしめる理論について、毛利氏は十分に考慮されているとはいえない。しかも、これはひとり毛利氏のみではない。尾佐竹氏の見解を基礎とする戦後の維新史研究が、ほとんどの問題を看過しているのである」（三二〇ページ）と。

私は、「窮地にたつて軍事行動に着手した」という意味の叙述はしていない。正確にお読みいただければお分かり願えると思うが、「討幕密勅を前提に着手した出兵計画は密勅取り消しによる窮地にもかかわらず継続し、不利になつた政治的立場のまきかえしを軍事力集結で図つた」という趣旨の叙述をしている。このあたり先生は誤解されているようだ。とはいへ、ご指摘いただいたように、「薩藩の大政奉還と討幕密勅とを必然的に関連せしめる理論」について「十分に考慮」していなかつたの



は事実であるから、先生に誤解されても止むをえない側面があり、ご高批に感謝するものである。

さて薩摩藩の行動を導いたのは次の事情であった。岩倉具視は、「政柄奉還——政権剥奪の段階をふんで、その後の幕府の所業に応じて、「國人皆致ス可シ」とする武力討幕の軍をおこすべきである」との理論をたて、大久保も同意していたからだ（一四四ページ）。「岩倉・大久保にとって、大政奉還は、政権剥奪——支配手段へ

からみつく身分的固有権剥奪の論拠となるものと認識した」（二ページ）。つまり、大政奉還は武力討幕が正当性を獲得するためには必須の前提だったわけである。

したがって、「岩倉・薩藩——岩倉・大久保の見解においては、大政奉還と討幕の密勅降下とは、必然的な関係——必然的因果関係にあつた、と解すべきである」（二〇ページ）というのが、前掲設問にたいする討幕派側からみての先生の解答であるが、史料操作が厳密で論理の運びも的確、説得力に富む見解である。

### 三

では、この問題を幕府側からみたらどうなるか。

「將軍慶喜の大政奉還なるものも、決して単なる平和変革の政権返上を意味するものでなく……、將軍職を保持したままの、武力隨伴の政権返上であり、その本音は……、政治責任を回避しながらの政権再委任を当然のこととして予定したものであり、幕府中心の国制を確立しようとする巻き返しを意図したものであつて、その根底には、伝統的政権委任思想がある」（二ページ）。すなわち「政権返上、政権再委任必然的関連論……委任があることにより、諸藩の動向を制せんとしたことが、政権返

上の決定的動機であつた」（三九ページ）。したがつて、慶喜の大政奉還にかけた意図の成否は政権再委任が実現するかどうかにかかっていた。

ここで先生は、従来必ずしも気づかれなかつた興味ある史実に着目される。「将軍職辞退の上表を提出した翌日、十月二十五日、朝鮮遣使奏請という厄介な問題を朝廷にもちこんだという事実である。慶喜は、朝廷をして自らの提出した将軍辞退の上表を却下させるべく、小細工をしているのである」（四六ページ）。「外国事務の取扱いについて朝廷にはその能力がないという認識を有している慶喜が、朝廷に対し、自分でも「力が及ばない」と考えていた朝鮮遣使奏請を何故なしたのであろうか。奏請をなした翌日に将軍職の辞表が却下されている事実は、何よりも雄弁にこの間の事情を物語つ正在ると思う」（五〇ページ）と。

朝鮮遣使とは、徳川家と交際関係にあつた李氏朝鮮がアメリカ、フランス両国とトラブルを起こしたので、関係国全てと国交がある日本（幕府）が調停にあたろうと企図し、そのための使節朝鮮國派遣の計画である。この計画は幕末外交史上の重要な事件であるにもかかわらず、結局実行されなかつたので意外に知られていない（詳しく述毛利敏彦著『明治維新の再発見』吉川弘文館一九九



三年を参照されたい)。

朝鮮遣使問題への注目は卓見であり、先生の史眼が並み並みでないのを示している。

さらに、慶喜の意図を表現したものとして西周起草の「議題草案」「別紙講題草案」(一種の憲法構想)が知られているが、先生は詳細な分析を加えられ、その本質は「家父長的家産官僚制国家に外見的近代化の体裁を付加したもの」(六五ページ)と論断された。このあたり法制史家としての先生の真骨頂が發揮されている。

### おわりに

以上のように討幕側と慶喜側の双方から問題を検討されたうえで、先生はつぎのように結論をまとめられた。  
「要するに、大政奉還と討幕の密勅を必然的に関係せしめる理論、支配手段への身分的固有権(伝統的政権委任)を天皇大権のもとに剥奪するという絶対主義の理論と伝統的政権委任論との鋭い対決を見るべきである」ということである」(一五六ページ)。換言すれば、「大政奉還と討幕密勅降下とを必然的に関係せしめる幕権剥奪の理論と、政権返上・政権再委任を固執する伝統的政権委任論(この論のほうに陰湿性がある)との対決という

きである」(一五八ページ)と。

問題提起に的確に応えた明快な結論である。

ここまで読まれたみなさんは、本書の論述は筋が通つていて明晰であるかのような印象を持たれたかも知れないが、それは私が先生の問題意識を推しはかり、原叙述をできるだけ尊重して整理したからである。現物を手にとつてご覧になればお分かりになると思うが、実際は叙述が前後錯雜重複して読解しにくいところがあり、ここかしこに主題と直接関係なさそうな叙述も混入している

(例えば第一章第六節「伝統的支配と本居宣長」)。要するに読み易い本ではない。

とはいって、注意深く読めば創見や示唆に富む箇所や深い洞察に啓発される箇所も少なくなく、その意味では未開拓の宝の山のようなどころもある。

敢えていえば、挑戦してみる価値がある一種の奇書であろう。

〔一九七九年一二月三一日発行、B六版二四八ページ、三一書房、一八〇〇円〕

(もううり としひこ・大阪市立大学教授)

石尾 芳久著 「法の歴史と封建論争」（三一書房・一九八八年）

## 牧・天皇制論は克服しえたか

福 村 重 行

(一)

本書は石尾教授の晩期の著書である。年齢から言えば六四歳であったが、六八歳で急逝されたので、晩年の著作になってしまった。そのためか、その内容が大急ぎで世に問われたという印象をうける。「大急ぎで世に問われた」という印象は、懸案の事項を真に解決しえないまま、手離してしまったという印象である。

著者の日本古代法の研究は「日本固有法はアジア的專制の法」という観念をくつがえしたもので、大きな反響を呼んだ。さらに、「海南政典・律例の研究」は明治維国時代以降急速に崩れてくるそれより前の、家産制支配

を克服した、アジア的專制支配を拒否した法の世界をあきらかにしたいという念願があつたのである。本書の課題は、まさに著者の終生の課題でもあつたのである。

同志社大学法学部・井ヶ田良治教授は『法制史研究40』

(一九九〇) の書評で、本書を「読書ノート」とでも言うべきものであるとされている。それは本書が著者自身が述べるように、日本中世法の方法論を深めるために書かれたもので、実証的な事実の追求ではなく、叙述が思索的で、用語が著者独自のもので、文体が隠喩的である。中田薰・牧健一・石井紫郎・関幸彦・朝尾直弘氏等の著書に対する批判を通じて、自己の中世法に関する見解を鍛えようとしたものだという意味である。しかも著者著書に対する批判を通して、自己の中世法に関する見解と、それらの学説を全面的に検討したものでもなく、書評でもない。その論争や著書に対する批判を通じて、自己の中世法に関する見解を鍛えようとしたものだという意味である。しかも著者著書に対する批判を通じて、自己の中世法に関する見解を鍛えようとしたものだという意味である。しかも著者著書に対する批判を通じて、自己の中世法に関する見解を鍛えようとしたものだといわれる。

「ずい分と急がれたという印象」は、右の書評のような理由にもよる。引用部分や、典拠がわかりにくい書き方であるということにもよる。そして実証的ではなくて理論的対置に終始しているということにもよる。しかしここでの問題は、その理論の内容なのである。

## (二)

著者は、「序」において、牧・中田論争を「現代の学界においては、一応、公法的封建制論としての牧理論と私法的封建制論としての中田理論というように整序」されており、それが、「近代法上の公法と私法の概念の区別を前提とし、それを中世にまで遡及せしめているところに理論上の問題がある」とされている。著者は、「この論争を天皇制と封建制の関係をめぐる論争として考えてみようとした。牧理論は、日本国体の不变、天皇制の不变の立場から、日本封建制の特色を委任封建制として把握した。この牧理論の『天皇制』概念を『国家』概念におきかえるならば、それは現代にも行われている理論となる」と批判する。この委任封建制批判こそが、本書の意図の第一である。そして第二に、牧理論批判と一体なのであるが、中田理論が、頼朝を「第二の主権者」として位置づけようとしたことをもって、「この中田理論がもつて徹底して封建王権の特質と日本封建制の関係に論及するという方向をあらんだならば、それは重大な理論を提起するにいたつたであろう」とされ、この中田の提起をどのように展開するのかが、第二の課題だったのである。

そしてこの第二の課題は第一の課題、すなわち天皇制を抜いて成立する封建制論——牧理論批判を遂行するうえでのみ意味をもつのである。

### (三)

著者は、関幸彦『研究史・地頭』が「中田理論は私法的関係として日本封建制の特質を把握したこと、そして私法的関係としての封建制の頂点にある頼朝が公法的關係すなわち朝廷と関係をもつことによつて日本のカーラル・マルテルとなつた」とするのを批判して次のように述べる。「確かに中田氏は頼朝を天皇につぐ第二の主権者であるとしているが、第二の主権者たることと私法の体現者たることと理論的にはたして調和するであろうか、」という問題があるとして、「第一の主権者」というからには第一の主権者たる天皇ないしは天皇大権、天皇主権とどのような関係にあるのか。そのような君主主権——たといそれが天皇主権に準ずる君主主権であるとしても——、そのような君主主権というものがどうして私法の体現者、私法関係の総括者ということになるのか。第二の主権者ということは、あくまで公法的世界における公権の保持者たることを意味する。したがつて私法の体現者である人が如何にして、如何なる論理に基づ

いて天皇主権に準ずる主権を保持し得たのかということについては十分な説明がなされねばならないのである」(二二六頁)とする。以下、私法・公法という概念と論理の雅拙な用法の問題を追求される。

著者は第二の主権者たる地位に就任するということが、私法的な封建制の総括者にとって如何にして可能であつたかという問題を私法的な封建関係というよりも、関東武士団の主従契約、御家人制である、あるいは主従制と恩給制の結合を意味する封建契約であると解するならば、その武士団の棟梁が第二の主権者、封建君主に準ずる君主大権をもつとすることが充分可能になる、とされる。しかしながら、さきに閑の論理をつく上での使用ではあつたが、「公法的世界における公権の保持者」ということを言つてしまふ。武士団の封建関係では不充分だと著者は考へてゐるのだろうか。ここで、批判の対象である公法論に侵蝕されてしまつてゐるのである。

著者は、「武士団の棟梁が第二の主権者、封建君主に準ずる君主大権をもつことが可能」だとしたところで、「ここにおいてはすでに天皇主権もまた封建君主大権に変動しているのであり、天皇と將軍の間には封建協約というものが成立する。また成立すると考えなければ天皇が頼朝に対して謀叛罪を犯したという『天皇御謀叛』の

概念が発生する理由がない」(三〇〇頁)とする。ここでは、著者も天皇制にひきづられたといわざるを得ない。文治の勅許が、武家の棟梁に本家としての特権を認めたことの意義は認められる。また著者も、そのことの意義を述べたいがため、「封建協約」と言つてしまつた。牧の提案を容れて、フリュンデ封建制とするのは、官職の専有をし、しかし、契約的結合をもたないことで、レーエン封建制とは異なるからであるなら、「封建協約」という苦しい理論化は不要であった。また、頼朝が天皇に対しても「天皇御謀叛」と謀反罪を問うた史料はない。「封建協約」などもない。著者が、天皇主権の変動を言うのなら、フリュンデ封建制での地位も、間もなく、天皇は呪術的権威しかもたないものに転落していることを考えねばならず、だからこそ『承久記』にも「王法尽させ給ひて」と何らの合理的な正当性の根拠もないところの武力行動ということを「謀叛」といつているのである。そのことは、著者もレーエン封建制と類似したものと考えられる。南北朝にかけて「天皇御謀叛」という語が用いられる。ということに合致する。

(四)

私法・公法概念の概念批判が、つまづきを与える。天皇制に絡まれてしまつた本書は、しかしながら著者の闘いの最後を見る思いである。私法・公法概念にも絡まれなかつたならば、と思うのは、その他の項例えは「第四石井紫郎著『日本人の国家生活』について」も同様である。しかし、それであるからこそ、著者が、終生の論争家であつたことの証でもあると思うのである。

(ふくい しげゆき・本学卒業生)

# 石尾芳久教授と西洋法史

若曾根 健治

— 今にして思えば、「マックス・ウェーバーと法史学」と題して『比較法史研究』創刊号（一九九二）に載せられた論稿は、石尾芳久教授が死を目前にして、自己の四〇年以上にも及ぶ日本法史研究を導いてきた問題関心がどのようなところにあったのかを、私たちに書き遺す恰好となつたといえなくはない。そこに書かれているのはおおむね『日本古代法の研究』（一九五九）や『日本近世法の研究』（一九七五）また『民衆運動からみた中世の非人』（一九八一）の「序」、さらに訳書ウエーバー『法社会学』『改訂版訳者序文』（一九六八）などにおいて同じ趣旨で述べられていたものであつたが、それに

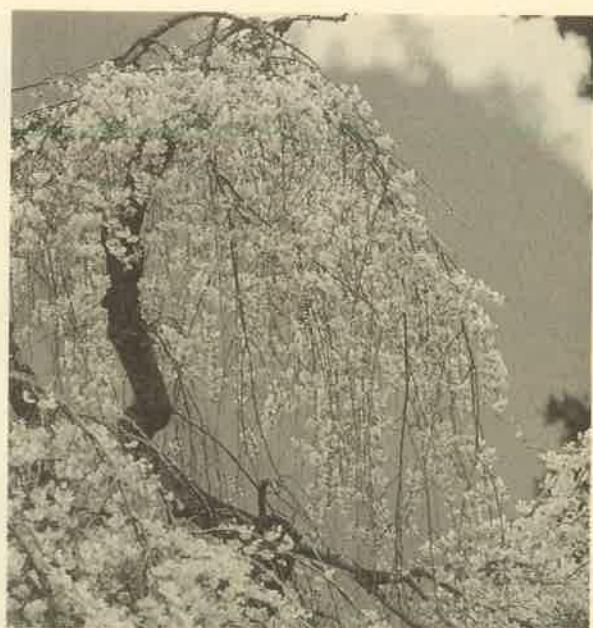
しても、石尾教授の関心がたえず日本法史の全体像に向けられていたことが改めて思い知らされる。このことはわたくしには、右の論稿においては次のような発言によく現われているように思われる所以である。古代日本の刑罰は「贖罪契約を基本とする財産刑を根本とし、反逆罪を重視する中国の刑罰体系……とその本質を異にするものである。この財産刑についていえば、中世武家法において所領没収刑が基本となるという意味において財産刑全盛の時代を迎える。」——続けて、こう述べられていく——「ここでは初期封建制からレーエン封建制への発展の動向がみられ……中國法の継承はこの動向を決定

的に阻止するものではなかつた。」これにたいし、「南北朝の動乱は日本のレーエン封建制の發展を阻止」し、こうして「織豊政権から幕藩体制へ」という経過は家父長的家産制支配の方向」をとつた。しかし家父長的家産官僚制は日本では中国におけると異なつて貫徹されず、このことが、合理的官僚制の形成の方向で明治維新が成し遂げられた理由となつた。他方合理的官僚制も不徹底であつて、このことが明治時代の後半期に「伝統主義への回帰」をもたらし「軍閥台頭の趨勢に屈服することになる」と。ここには、古代から近代に至る日本法史全体の流れが提示され、しかも中国法繼受の時代的推移と関係づけられて描き出されている。石尾教授が「東洋の諸法の歴史」の枠組みのなかで日本法史を構想させていたことが、右の発言に顕著にあらわれているであろう。

二　さて、石尾教授と西洋法史というわたくしに課せられたテーマであるが、石尾教授は周知の通り研究の最初期から日本法の比較法史的考察に強い関心を抱いてこられた。ジェイムズ・フレイザー「金枝篇」（永橋卓介訳）、ヨゼフ・コーラー「法の一一般的な歴史」（小野清一郎訳）、マリノウスキイ「未開社会における犯罪と慣習」（青山道夫訳）や船田享一「ローマ法」、久保正幡「西洋法史研究」を引かれ、またハンス・フェール「ドイツ法制



史』（四版・一九四八）やラートブルフ／グヴィナー「犯罪の歴史」（一九五一）などをひもとかれたのが、その一例となるであろう。ともあれ、ここでとくに取り上げたいのは石尾教授の右の文章に述べられていたことに関連し、教授の研究においてしばしば取り上げられていたもので、一つは、古代刑法の「贖罪契約」に関するハインリヒ・ミッタイス（世良晃志郎訳）『ドイツ法制史概説』（一九五四）、もう一つは、中世の「レーイン封建制」と関わってフリッツ・ケルン（世良晃志郎訳）『中世の法と国制』（一九六八）である。これらが、石尾教授と西洋法史との関わりのうえある程度特筆すべきものであることは、いずれもがマックス・ウェーバーが関係していたことからもすでに明らかであろう。一九五七年にウェーバー「法社会学」の訳業を世に問われて二年後日本古代法に関する研究を公にされた石尾教授が、古代法に取り組まれつつ、他方でウェーバーを読まれるようになつたいきさつがどのようなものであったのか、わたくしには正確には知る由もないが、教授は当初から法と政治権力との関係に大きな関心を抱かれていて、このことがウェーバーの支配の諸類型論に目を向けることになつたのではないか。ともあれ、訳書に付せられた「支配の諸類型」と法の歴史的発展」の解説文には、す



でに右の二点についての指摘が見いだされる。他方でこれら二つの問題は、西洋法史研究において近時頗る論議を呼んでいる領域なのである。

三 まず、「レーイン封建制」の関係から始めたい。「レーイン契約」に基づき設定され、ウェーバーによればカリスマの日常化の所産でもあつた封主封臣の人格的



誠実関係は石尾教授によつて家産制的関係との対比で、「非人格的力で、  
「神との契約」の観念に遡るものと位置づけられた。「こ  
の世の宇宙的秩序は、不動でまた犯すべからざるもので  
あつた。そしてまた、社会の秩序はこの宇宙的秩序のた  
んにひとつの特殊な場合にすぎなかつた」(『儒教と道教』  
〔木全徳雄訳〕一二五七頁)とウエーバーが述べたこの字

宙的秩序=社会の秩序を、石尾教授は、「非人格的力で  
ある天の観念に深く制約された自然的秩序(運命的秩  
序)」と促えられて(実質的合理的法の思想)、「民衆の  
自律的法」たる「ゲルマン法、すなわち西欧の封建的法」  
(形式的非合理的法の思想)と対置させた(訳書「法社  
会学」三二二、三三六頁)。ケルンの中世法論に述べら  
れたこのようないくつかの法思想觀が日本法史において「最  
も高き充実を示すのは、御成敗式目」の法思想であつた  
(三五九頁)。この点は「御成敗式目の法思想」「法の歴  
史と封建制論争」(一九八九)において詳細に考察された。  
そこでは、「御成敗式目を貫く主権の思想ほど、律令法  
なかんずく旧中国法の影響に忠実な律令法の法思想との  
対立を感じさせるものはない」と述べられ(二〇七頁)、  
ケルンの中世法論は「中世法思想の本質という立場から  
幾多の興味深き指示を示唆するもの」と高く評価された。  
こうした考察の根底にある問題関心はすでに最初期の研  
究「日本古代法の研究」「序」に、戦国時代の武家法以  
後は「自律的法の伝統が失われて、他律的法の歴史が始ま  
る」と書かれたところに現われている。  
ところが他方で、「マックス・ウエーバーの法社会学」  
(一九七一)第四章「封建法における法の支配——ウエ  
ーバーとケルン——」では、ケルンの中世法論の根底

にあつた「理想法と実定法の融合の論理」をウェーバーの理論との対比で俎上に載せ、中世的世界的「実際上の無政府状態にも拘わらず、法の支配の思想が強く生きつづけたという事実」を理解するのに、理想法実定法融合論は有効ではないと批判された。批判の底にあつた石尾教授の考え方は、例えば、次の文章のなかによく言い表わされている。「道徳的法と実定法とが不分離であるということ自体、法の支配を思想上何ら保障する理由をもたない。たとえば、家産法は教化法とも表現されるように、封建法よりは、はるかに多くの道徳的イデオロギーを内含する。道徳的法との区別が不明確であるということは、かえって、恣意的な家産的行政の施行を可能にする。法の支配ではなくして、権力の支配に対応するのである」（八五頁）。理想法実定法融合の論理は、「家産法の論理であつて、伝統主義の偽装のもとにかえつて家産的行政（政治）を貫徹する」（八六頁）と。

四 ケルンの評価をめぐるこれら見解の相違は、家産制を考察に加えるか加えないかという視点の加減に由来しているようだが、ここでは、後の方の見解について考えてみたい。さて、理想法実定法の融合の論理が家産法の論理に陥っているというのは、ケルンが「抵抗権を説明するためには、契約概念を導入する必要はない」（『中世の



法と国制」世良訳一〇一頁)と述べたところ——より詳しくは、村上淳一氏の『ゲルマン法史における自由と誠実』(一九八〇)一一〇二—三頁を参照——に関わってい。これはケルンの中世法論の中心命題に属する問題である。まずケルンの意見を聽いてみよう。関連する文竇のなかで、彼はこのように書いている。「客観的法を侵害した君主は、同時にまた、彼自身の支配権をも破壊したことになる。けだし彼の支配権は、客観的法秩序にその不可分の一要素として属しているからである」(『法と国制』訳九九頁)。また、「抵抗権とは……第一義的に人民が客観的法秩序によつて負わされている抵抗義務として現われる。この客観的法秩序が支配者によつて毀損されたのであるから、いまや回復されねばならないということになるのである」(『中世初期における神の恩寵と抵抗権』六版・一九七三)一三六頁)。さらに、「古ゲルマン的なのは、契約思想ではなくて、相互的誠実の概念であり、この相互の誠実の接点は客観的法の中にある」(訳一〇二頁)。

ここで二つのことをとりあげよう。一つは、これらの引用文であげられている客観的法をめぐる疑問である。客観的法とはケルンによれば諸個人の主観的諸権利——皇帝のあれ農民のあれ権利はどれも等しなみ

に神聖なものと見なされていた——からなる。客観的法はこうした諸権利が束になつてゐる状態の他には見いだされない。(ただ、「客観的法」——主観的権利がそこに根ざしている客観的法」とか「客観的法」——すでにはつきりと決まつてゐる戦利品分配の客観的法」とも述べており(訳九六—九七頁)、若干戸惑いを感じさせるが)。ところで、主観的諸権利の束の他に客観的法は存在しないというのなら、「他人の主観的権利を侵害した者は、自己自身をも法秩序の外に置いた」(同一〇〇頁)とある「法秩序」とは何であろうか。また「ひとびとは君主には服従しなければならないが、暴君にはその必要はなかつた」(同一〇一頁)とされるが、しかし君主の権利であれ誰の権利であれ等しく神聖なものであるのなら、どうして君主には服従しなければならないといふことになるのだろうか。後者の疑問については、村上氏がケルンは「フランク王国における一般臣民団体の存在を前提とした」と述べた(前掲書二五六頁)のが参考される。となれば、抵抗権の説明について「契約概念を導入する必要はない」というのは当然のこと述べたまでのこととなる。また前者の疑問に関しては、ケルンの中世法概念が一般的規範的法概念と必ずしも縁が切れていなかつたことをうかがわせる(なお、規範的法概念を含

め、中世法研究をめぐる諸論点について拙稿「中世的慣習概念をめぐる諸問題」『熊本法学』七五号（一九九三）を参照）。ケルンが中世法を論じるにあたり「契約」の問題をほとんど等閑視したのは事実であり、この点をウエーバーの「レーイン契約」論をもって石尾教授が注意を喚起されたのには、理由があろう。

他方で、ケルンはこうも述べた。「中世的な法＝国家概念の生んだ最も熟した果実たることの抵抗権理論自体が、その殻の下に、実際上の無政府状態を藏していた」（訳一〇〇頁）。見られるように、ケルン自身が「国制生活の実際面の考察には入らない」と書いていたように彼の問題関心は抵抗権の「理論」であったことに注意しておかなくてはならない。その意味では、石尾教授が「そのような無政府状態において如何なる観念がまず第一に人民をかかる行為〔＝君主による法の破壊にたいして、人民が自身の名譽を回復しようとする行為〕にかりたりするか」ということを問題にしなければならない」と述べられた（前掲書七九頁）のは、ケルン自身が考察を放棄した國制生活の実際面から問題を提起しようとしたものである。ケルンによれば実際面において「決定力をもつていたのは力である。力をもつてゐる者の考え方が、何が法であるかを規定したのである。しかし、中世自身は

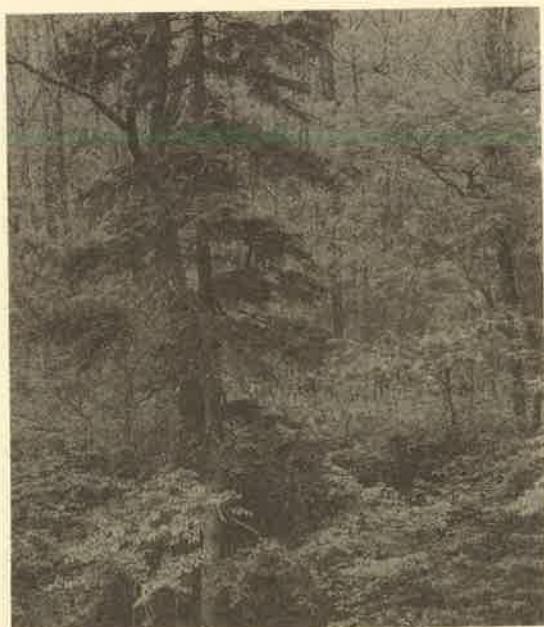
かかる邪説を公言することは一度たりともなかつたであろう」（訳九八頁）。法生活の実際面をこのようにすべて「力」に帰着させる考察方法にはおそらく石尾教授は承服しかねるものがあつたろうし、世良晃志郎氏が、ケルンは理念史と法史とをあまりに峻別し過ぎたと批判した（訳一三九頁）所以もここにある。

さて、もう一つは、前記の引用にもあつたが、ゲルマン的誠実概念の問題である。ケルンはこう述べている。支配者と臣民とが相互に義務を負うという思想と、抵抗権というこの二つを根づかせているのは誠実概念であり、これは確かにレーイン法において模範的に発展したが、それ自体はすでにレーイン法以前の時代に存在していた、と（『神の恩寵と抵抗権』一二二頁）。ところで、このゲルマン的誠実概念は村上氏の紹介によれば（前掲書二六〇頁以下）カール・クレッシャーによつて根本的な批判の俎上に載せられている。それによると、誠実概念を表わすものとされてきたフィデースというローマ的用語は「人間の神への信仰と束縛を意味したのであつて、相互的義務づけの觀念とは全く相容れない」というのである。「ゲルマン＝ドイツ法史の脱イデオロギー化」の一つの方向を示したこの見解も、しかし未だ定着はしていない。例えばエーベル／ティールマン『法制史 第一卷 古

代・中世』（一九八九）では誠実観念は依然として「ゲルマン的従士制」に由来するものとの憶測がなされている（一九三頁）。他方でケルンによれば、ゲルマン的誠実観念は、教会の理論（「暴君はみずからを罷免したものである」）や自然法論（「君主の法侵犯によつて支配契約は解消される」）と同じ考え方についた。ゲルマン的誠実概念の存在が疑問視されるとすると、君主と人民の双方に君臨する法の支配の觀念や、抵抗権の思想はむしろ、こうした學者の理論に負つていたのではないかとも考えられる。さらに、ケルンは契約思想を全く考へていないのではない。「神の恩寵と抵抗権」では契約思想の高揚は封建法が及ぼした影響の一つであつたことに触れ、抵抗権が契約法に基づいて設定された例を示す八五六年のフランク国王の勅令をあげた。また、主君の誠実違反や家臣の抵抗権という二つの概念が契約思想の基盤の上で明確な法的形式をとつたという。ただ、主君と人民との関係にたいする封建法の影響を過大評価してはならないといつては、ケルンの主張であった（二二一一二頁）。ともあれ、中世社会における「實際上の無政府状態」が國制生活の現実であるとすれば、そこに秩序形成的に働いた「契約」の觀念にはいつそう考慮を払つていかなくてはならない。中世法をめぐる新しい研究もまたこうし

た方向で始められてきているのである。

五 次に、「贖罪契約」に關係する問題である。石尾教授が古代法、それもまず古代固有法の問題に立ち入られたのは、やはり日本法史の全体像を視野に入れられたことに関係している。『日本古代法史』（一九六四）で教授はこう述べられた。「日本固有法——日本最古の法の本質、あるいは、最古の法の歴史の本質が、いかな



るものであるかということを的確に把握しなければ、その後の日本法の歴史全体の考察も曖昧なものに終わってしまう」（一六〇頁）と。さて、石井紫郎氏は古代刑罰をめぐる石尾教授の説を、「『つみ』に関するカテゴリー・シューな分類と「外部的刑罰」・「内部的刑罰」という、これまでのカテゴリー・シューな区別と組み合わせた、壮大な理論的枠組を駆使したものだ、と評した（「かむやらひ」と「はらへ」片岡輝夫他著『古代ローマ法研究と歴史諸科学』〔一九八二〕四三八頁）。ここで「つみ」に関するカテゴリー・シューな分類というのは、日本最古の犯罪と刑罰の基本観念を表わすとされた、延喜式祝詞の部にいうかの天津罪と国津罪とが、石尾教授によつて、古代刑罰の、併存し、しかも鋭く対立する二つの類型と見なされたことを指している。前述の諸著書、そして『古代の法と大王と神話』（一九七七）によるところである。天津罪が農耕生活や祭の行事にたいする侵害といつた共同体（氏族）の平和を侵害する行為であったのにたいして、国津罪は、性的タブーの違反というよう本質的に宗教的違反行為を意味した。天津罪には、確かに共同体の一員が他の成員に加える危害も含まれ、そしてこの場合には共同体の長（氏族の族長）による懲戒——刑罰ではなく——の対象となる。しかし共同体の

平和を侵害する行為で重大なのはむしろ、他の共同体（あるいは、そのメンバー）からの挑戦によって起きる行為で、したがつてここでは、共同体を防衛するということが共同体の重要な仕事となる。いわば一般的の犯罪とも呼びうるこうした天津罪に反し、国津罪は一つの共同体のみならず、すべての共同体、言い換えれば「部族」そのものの有する神聖的権威にたいする反逆であり、「共同体が国津罪を犯した犯罪者の存在を許容することが、共同体全体に神の怒を招くことになる」という意味で特別の犯罪を指す。こうした区別の根柢に石尾教授がとくに力説されていたのは天津罪と異なつて国津罪には、「罪において刑が表現されること、罪と刑の同一性の事実」が現われていた点であった。

天津罪と国津罪との右のよう区別に「組み合わせ」られたとして石井氏が指摘した、もう一つの区別、つまり「外部的刑罰」と「内部的刑罰」とは、周知のようにウェーバーが『法社会学』の中で分類していた、「復讐」——これを、石尾教授は「外部的刑罰」と呼んだが、これはおそらくコーラーの用語法「外部的刑法」の影響によるものであろう——と、「内部的刑罰」とであつた。復讐とは一つの団体（ジッペ）と他の団体との間で起り、これにたいして、一団体の成員の全体を危険にさ



らす行為、なかんずく宗教犯罪（その他には、軍事犯罪）をおかした一成員にたいして加えられる、追放（平和喪失）あるいは、共同体のメンバーの総出によるリンチ裁判——ユダヤ人の投石刑のごとき——、あるいは呪術的な贖罪手続が「内部的刑罰」に相当した。呪術的贖罪手続というのはウェーバーからは詳しくは分からぬが、

ミッタイスが「民衆は犯人を不可抗的自然力に委付することによって贖罪をおこなつたのであり、破壊された世界秩序をこれによつて回復せんとしたのである」と述べてベルンハルト・レーフェルトの『死刑と改宗史』（一九四二）の所論を紹介した（前掲書四九頁）のが参考されてよい。こうした刑罰の發動には、呪術者や祭司の権威があずかつていたのが特徴となつてゐる。ウェーバーによれば、「家」権力の外部で生じるこれら復讐と内部的刑罰とにおいて初めて、「刑法」の始原的形態が認められる。他方で、「刑事手続」が發展してくるのは「復讐」のなかからであつて、家父長的支配のなかからではなかつた。「家」というのは自由な裁量の支配する、無制約的な権力領域であり、ここからは形式と規則に拘束された意味での刑事手続は發展の余地がなかつたからである。ウェーバーのこの所論自体はよく知られているが、それでも一つの疑問が起きる。というのは、刑事手続は一方で、復讐から發展するとされ、内部的刑罰についてはこれが否定されているかのように見える。他方で、刑事手続は家をその發展の舞台とはしていないと述べていることから考へると、復讐と並んで内部的刑罰も刑事手続の形成に関わっていたかの印象を受ける。どうもこの「内部的刑罰」の位置づけがもうひとつはつきりしないので



ある。「復讐」と「家」権力との間にはさまって影が薄い。ましてや、呪術師や祭司、予言者といった呪力についての専門的知識の持ち主が始原的な形式の通常の扱い手であつたという、カリスマ的な法創造と法発見に関するウエーバーの有名な見解を念頭に置くときは、右の所論との関連で、内部的刑罰と、刑事手続の発展との関係は必ずしも明瞭とはいがたい。

このところを石尾教授は明快に「『内部的』刑罰は……本来無制約的な制裁であり……形式と規則を知らないのであり、「刑事手続」への道を導くものではない」と断言された。国津罪にたいする制裁とはまさしく、このような内部的刑罰を指していた。天津罪に対比しての国津罪の位置づけについては、石尾教授はウエーバーの所論に決定的に依存していた。「ある呪術的規範、例えば、タブー規範のごときが侵害され、そのことが、呪術的力や靈魂や神々の怒を、犯人のみならず、犯人を内部に許容している共同体全体に対しても、凶事の徵候で招く」とあるのは、石尾教授訳のウエーバー「法社会学」の一節である（十八頁）が、このところと、さきにわたくしが国津罪に関する石尾教授の所説として引用しておいた文章とを比較するとき、その依存関係は一目瞭然である。このように外部的刑罰内部的刑罰と組み合わせられ

た天津罪国津罪を、石尾教授は、通説の説くごとく神法的刑罰から俗法的刑罰へ、言い換えれば国津罪から天津罪へといった発展系列でとらえるのでなく、日本古代において併存した類型として理解せねばならず、中世にかけての日本のその後の刑罰史の推移は西洋と同じくし、中国とは異なり外部的刑罰が、内部的刑罰を圧倒して刑罰の基本体系となつていったと主張されたのである。

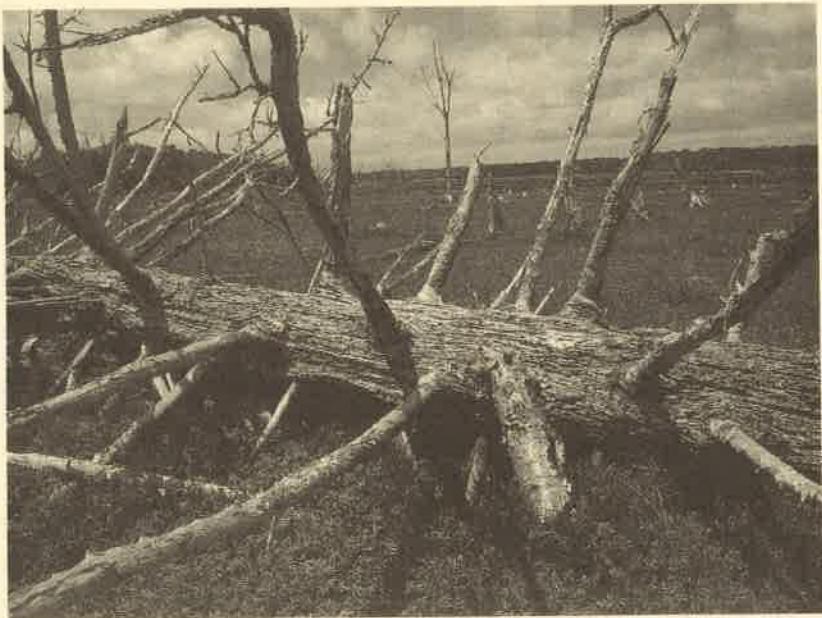
六 ところでもう一つ、石尾教授の天津罪国津罪論に組み合わさつてくるのが、ミッタイスが前掲書で古ゲルマン時代の不法行為について示した「アハト事件」と「フェーデ事件」との区別であった。石尾教授はミッタイスの所論として次のように記された。「ゲルマン古法においては、共同体の内部の成員が犯した宗教的違反、政治的違反、すなわちアハト事件には民会の裁判が組織せられたのに対し、氏族間の復讐を喚起するところのフェーデ事件には、フンデルトシャフトの裁判すなわち贖罪裁判が組織された。」民会の裁判はタキトウス「ゲルマニア」第十二章で、『会議においては訴訟を起こすこと、生死の判決を促すこともできる。罰の判決は罪によつて一樣ならず、裏切り者と脱走者は木に吊し』云々とある「宗教的リンチ裁判の系譜を引く」のにたいして、「贖罪裁判においては、当事者主義弁論主義が支配的であるが、

更に深く宗教的動機に根柢づけられ、訴訟全体が一種の神判という形で現われ得た。』このところを天津罪国津罪論との繋でいえば、「宗教的違反（『国津罪』）に対しでは、頻に、拷問やリンチが行われたにも拘わらず、盟神探湯の如き双方的神判が決して成立しなかつた」ということである。ただ、「双方的神判」という言い方は必ずしも正確ではないが、ともかくも、国津罪は古ゲルマン法におけるアハト事件に即応した、というのが石尾教授の意見であった。アハト事件を起こした者は平和喪失に処せられるが、これをウェーバーが「内部的刑罰」の一つに掲げていたのは右に述べた。『ゲルマーニア』の同じ第十二章には、『より軽い罪』については犯人は『馬や家畜を一定の数だけ支払はなくてはならぬ』とあり、第二十一章にも『殺人でさへ、牛や羊の一定の数によって償はれ』るとあって、ここでは賠償事件が問題となつてゐるが、これは石尾教授によれば天津罪・フェーデ事件ということになろう。それが、外部的刑罰の特徴として教授があげた「復讐から賠償への発展」にいうように復讐を前史としたことはいみじくも右の第二十一章冒頭に見いだされ、参照されたい。

このように、「フェーデと平和喪失とは実は全く別の平面に属するものであり、共通の公分母に還元すること

のできない」（ミッタイス）とされたフエーデ事件アハト事件を石尾教授は、日本古代の天津罪国津罪に相当するものと考えられた。さて、ここで一つの問題は、教授が平和喪失に直ちに「死刑」や「即座の極刑」を見て取られたことである。だがこの点については、ミッタイスが平和喪失者には「一定の逃亡期間が許与される」ことがあつたと述べたのが注目されるし、また古ゲルマン時代における「死刑」の問題についてもヴィクトール・アハターの『刑罰の誕生』（一九五二）に触発されて（cf. ZRG [GA] 69, p. 483）こう書いていた。「死刑というものに結びついている犯人に対する道徳的価値貶下の観念を避けるために、『死刑』という語はまだ用いない方がいい。」およそ「平和喪失はまだ本来の意味の刑罰という意味をもつてはいない」というのがミッタイスの主張であった（四八一九頁）。第一に、ミッタイスはフエーデ事件アハト事件以外に、いわば第三の犯罪を指摘していた点である。それが家やジッペ、それに従士の団体の内部で生じた事件で、それぞれの団体の長が罰した。ところでミッタイスは、それら団体の自律性を顧慮するときはそれを「私刑法」と呼んでならないとしてウェーバーや石尾教授とは異なり、それら諸団体における公刑法の形成の余地を認めた。

七 第三に、実は近時もっと深刻な問題が提起されている。それは、平和喪失——宗教犯罪や反逆罪、軍事犯罪や破廉恥罪に特有の制裁としての——説にたいする根底的な疑問であり、これをとくにヘルマン・ネールゼンが一九七八年に公けにした論稿「ゲルマンの法記録に現われた墓犯罪」で最もはつきりと提起した。ネールゼンのこの研究はクレッシャエル（石川武監訳）『ゲルマン法の虚像と実像』（一九八九）にも紹介されており（十九頁以下）、また石井氏の前記論稿にも詳細に取り上げられていてこれを通して日本法史研究においてもすでに無縁なものではなくなつていよう。さらに西川洋一氏は「古代末期—中世初期における流血刑」『国家学会雑誌』一〇〇の一・一・三・四（一九八七）において、平和喪失説がその史料的根拠を失つたものとの認識のもとに部族法典やフランク国王の勅令の検討を経て、従来平和喪失にその根源が求められてきた刑罰、なかなか死刑が「公共的」利益の保護という王権の関心に由來することを実証的に明らかにし、そのさい、キリスト教会の倫理観念やローマ法的背景を看過すべきでないと注意を喚起した。以上にたいし、阿部謹也氏の『中世賤民の宇宙』（一九八七）は平和喪失については依然伝統的理解を示している（一八四頁以下）し、ミッタイスの前掲教科書



の監修者ハインツ・リーベリッヒは一九八八年刊行の第十八版（一九八八）においても平和喪失をめぐるネールゼンの論議には言及せず、ゼッケルト／リューピングによる新著『ドイツ刑事司法史のための学習および史料書』（一九八九）にも何らのコメントも見られない。他方リーベリッヒは、フェーデ事件アハト事件の区別を依然認めつつ、ただこれらの事件はジッペの成員たる自由人に関わっていたと述べ、これに反し、奴隸にたいする処遇は自由人とは異なっていたとして、非自由人が肉刑（生命、身体刑）に処せられたところに、実刑刑罰の本来の起源を求めた（Kap. 6 図 2）。この所論は、ネールゼンの論文「ゲルマン部族における公刑法の成立」（一九八三）からの影響によると思われる。ただし、「非自由人刑法」がラント平和令を通して自由人にも拡張されたということは、すでにミッタイスが中世実刑制度の出現の契機に関して指摘していたところ（前掲書三二四頁）ではあつたが。

平和喪失者にたいしては誰でも彼を殺してよく、むしろ狼に対するごとく殺さねばならなかつたという平和喪失の学説にとつて史料上の決定的な典拠となつたとされているのはサリカ法典のかの有名な箇条で久保正幡氏の訳では五五章の二にあたる。そこにはこうある。〈誰か

が既に埋葬せられたる死体を発掘略取し、それが彼について証拠立てられた場合には、彼は、彼がその死者の親族と和解し、彼等「死者の親族」が彼のために、人中に出づることとの彼に許さる旨、請はんが日まで、狼（wargus）たるべし。彼が「死者の」親族に賠償する以前に彼に或はパンを与え或は客遇を与へたる者は、「彼の」親族たると「彼に」最近者なる妻なると「を問わず」、六百デナリウスすなはち十五ソリズス責あるものと判決せらるべし。見られるように、この規定は墓犯罪とその賠償という「ほとんど当然のこと」（石井氏）を述べているだけである。ただ一つ（狼）というのがひつかかるがネールゼンはこれを「略奪者」の意味であることを論証した。因みにこのことは、中世刑法において窃盜犯がしばしば犬や狼とともに吊されたとの関係があるだろうか。ともあれ、右の規定によれば死体の発掘略奪者は當該行為自体によって（ipso facto）「共同体」から排除されるというのではないこと、そこで対象となつているのは罪が明らかになつたにもかかわらず賠償手続に応じない者であること、そして最後に、当規定はいわゆる、平和喪失といったゲルマン民族に古来から共通の法制度を定めるものではなく、墓犯罪をとくに重罪と見なしたキリスト教会特有の思想を示しており、のみならずそこ

には教会の贖罪書からの影響が窺えること、これらがナルゼンの大筋の見解であった。

こうしたネールゼンの考察に基づいてサリカ法典の右の規定を読むときは、フェーデ事件とアハト事件との区別は、少なくとも——従来より、平和喪失を定めたものとされてきた——この規定に関しては、もはや認められなくなろう。ここでは、死者の親族と加害者の親族との間に起きる贖罪手続が前提となっていることがよく分かるからである。墓犯罪という極度に宗教的違反においても、石尾教授が力説された国津罪におけるように犯人を共同体が許容するときは当該共同体のみならずすべての共同体（部族）に神の制裁が下るのであり神の怒りを犯人個人に直接向けるために犯人を部族全体から排除する、といった思想はここにはまつたく見いだされない。ただ、この関連でネールゼンにたいして一つの疑問がでてくるのは、墓荒らしの犯人が被害者側との贖罪契約に応じるまでは「共同体（Gemeinschaft）」から排除されると述べられたこの共同体とは具体的にいかなるもので、そこからの「排除」とはどのようなことかが明らかでない点である。右のサリカ法典の規定より知るかぎりでは、事件の当事者となつてゐるのはいざれも家族であり、せいぜい若干の個々の親族を含むものであろう。

これらの家族、ないしは親族が、もともと家族の一員である犯人に贖罪に応じるよう極力説得し、犯人が不服従のときは最終的には贖罪について責任を負う主体ではなかつたろうか。こうした家族親族をかりに共同体と呼びうるとしても、「共同体からの排除」といったイメージは全体的に見て右の規定にはそぐわないのではないか。あくまでも被害家族親族と和解手続に入ること、そのために加害家族親族が共同して責任をもつべしということを求められているのではないか。この点の問題は同時に、「ジッペ」や「部族」の概念が現在の研究段階においては従来と違つて必ずしも自明のものとは見なされなくなつてゐることとも関係していよう。

八 以上、石尾教授の所説との関連で垣間みてきた中世法であれ中世初期刑法であれ、いずれの問題も既述の通り現在も論議の渦中にあるものであり、今後研究の進展の期待される分野である。その結果によつては、西洋法史の全体像は大きく変化をこうむることにならう。石尾教授は日本の中世法や古代刑法の問題について西洋法史を利用されたが、そこでは、西洋法史は単純に比較参照の対象となつたというよりは、むしろ西洋法史の所論を基軸にしてそれら日本法史の問題を裁断するという側面がなくはなかつた。このことを思うとき、それだけに

ますます、比較をおこなう場合にも、日本であれ西洋の場合であれ法史の諸問題がそのときどきの研究段階においてどのような状況にあるのかに、たえず注意を払うといふことが求められているといえよう。たとえば、中世刑法についてこれまでいわれてきた、秘密を特徴とした窃盗は公然たる略奪よりも重く罰せられたというような窃盜、略奪概念の峻別論も史料事実の多様な画像を前にして、これまた自明のこととはいえなくなつてきている（ハンス・ルードルフ・ハーゲマンの研究）。ともあれ、比較ということはなかなかにきつい仕事となるであろう。自戒としたい。

（わかそね けんじ・熊本大学法学部教授）

マックス・ウエーバー法社会学（訳書）

（法律文化社）

マックス・ウエーバーの法社会学（法律文化社）

マックス・ウエーバー国家社会学〔改訂版〕（訳書）

（法律文化社）

連

載

# おいてけぼり

宮本輝試論

IX

芝田啓治

## 十一、“おいてけぼり”そして旅

(1) 旅に生きた人々

私達が、辞書を引くと全く同じ意味であるにも拘らず、その両者の語句が持つ響きやイメージが異なる場合がある。その例の一つとして、旅行と旅があげられよう。どちらも辞書によれば、その差異を見出すのは容易ではない。しかし、私達は自然と生活の中で両者を使い分けているような気もする。団体で観光地巡りをしたり、又文明の力を使いあつと言う間に目的的に到着したりするのをやはり旅とは言い難いのではあるまいか。修学旅とは

言わないし、海外旅とは呼び難いのである。

旅とは漢和辞典を引くと、“**だ**”（旗の意味）+ “**旅**”（多くの人々）を組合わせたもので、旗の下に多くの人が集い、動くの意味らしく、元来旗の下に人が結集し目的を持って移動するのは軍隊の事なのである。軍の単位の中に旅団というのがあるが、それも名残と言えよう。又軍人が軍旗の下一糸乱れず行進する姿は、現在の修学旅行や海外での団体旅行とよく似ているのは不思議なものである。

しかし、この旅行たるや現代日本のレジャーの王様なのである。老若男女問わず、多くの人々の心を捉えてい

る。海外での日本人観光客のマナーの悪さが声高く叫ばれようと、海外旅行者は一九八七年以降伸びが顕著であり、遂には九十年代に入り、年間一千万人を越し人口の八・九%が海外に出掛けているのである。十年前の二倍以上という急激な伸びを示す。それは当時景気がよかつたとか、円高であつたとか様々な理由があげられようが、やはり日本人の旅行好きが一要因である事には違いない。一時帽子を被り、胸にはカメラ、手には傘、旗を持つガイドの後をゾロゾロ歩くといった奇妙な一団がアメリカやヨーロッパの街角に出没し、大金をはたいて土産漁りをしていたとか。最近はもう少し海外旅行も大衆化し、若年齢化したらしいが、そう本質は変わっていないだろう。新婚旅行と言えば決まって海外だし、夏休み・正月時期になれば家族旅行で海外便は常に満席らしい。近年、修学旅行も海外へ行くのが増加している。海外旅行の内訳を見てみると観光が圧倒的に高く六六・四%で、次いで出張の一九・二%となっている。観光での性別、年代別順位を見ると二十代の女性が群を抜き、二位は二十代男性、三位は三十代男性と続く。旅行費用も平均五十万程度で若きO・S達がボーナスをはたいては海外に飛び出すのであり、その事が海外旅行の若年齢化を一層すすめているのである。

又、一方国内に目を移してみると、これも驚かずにはいられない。総理府の「観光白書」や日本観光協会の「レジャー白書」を見ると、一九九一年の国民の宿泊を伴う国内旅行の回数は何と国民一人当たり年間約二・八回となり、約三億五千万人が出掛けた事になる。又、その費用たるや約十兆円となり、国民一人当たり年間約八万円使った事になるのである。日本人の旅行好きも首肯けるのではないだろうか。その目的も、風景を見る、温泉を楽しむ、名所・旧跡を見ると言つたお定まりのものから、スキー・テニス・登山・ゴルフなどスポーツがらみのものや、グルメを中心とするものまで多種多様。しかし、これらも旅と呼ぶには少々ためらいを感じるのであるまいか。そこには、レジャー・アリクレー・ションなど、又見物や行楽や慰安、更には休養・保養などと言つた言葉に置き換える可能であり、遊びの要素が色濃く伺えるのである。労働時間の短縮やレジャー開発の盛況などが更にその要因に絡み、一大産業となり、今後も長期的に見れば衰える事など考えられないのである。

更には、交通の発達があげられ、目的地への所要時間を短縮しているのも大きな要因である。明治の初年までは、人が移動すると言えば主に徒歩であり、東海道にも五三宿設けられていたのであるが、明治五年に初めて岡

蒸気が走り、交通の世界に革命が起つた。僅かその七年後には、已に東海道を汽車が駆け抜け、当時考えられない猛スピードで、所要時間は二十時間五分、一日からなかつたのである。しかし、交通の発達は留まる事を知らず、大正期には第二次の交通革命と呼べる内燃機関が発達し、快適さを増し、大量、迅速かつ安全に人の移動が可能となつたのである。一九六四年の東海道新幹線の開通や翌年の名神高速道路の開通はその象徴と言えよう。更にもう一人の主役は何と言つても飛行機であろう。近年一層高速化・大型化が実現し、経済性も追求され、私達にとつて旅を疎遠なものにしてしまつたのではあるまいか。自動車の普及も目を見張るものがあり、“from door to door”を可能にし、旅行のスタイルを変えてしまつたと言えよう。

英語では、旅なるものをその目的によつて言い方を変えている。travelは長期間にわたる旅行を言い、journeyは旅程・行程の意味がある事から計画的な短期間の旅行を言い、tripは足早に軽やかに歩くの意味から軽い短期間の旅行の事を言うのである。それに比べ日本の場合は、旅行・旅の一語で全てを晦つてゐる。しかし、旅行と旅とは大きな差異を持つ事も確かであり、明確に使い分けている様にも思えるのである。

その旅について、もう少し考えてみたい。旅と言えば、私達のイメージから離れないのが松尾芭蕉の「奥の細道」ではないだろうか。あれ程強烈に旅について、そして旅人について訴えているものはないし、又心動かされるものもないのではないか。

「月日は百代の過客にして、行かふ年もまた旅人なり。舟の上の生涯を浮かべ、馬の口とらへて老を迎ふる者は、日々旅にして旅を住みかとす。古人も多く旅に死せるあり。」の冒頭の一文は余りにも有名である。ここで言う古人とは、李白、杜甫であり、更には西行や宗祇が含まれるのであり、人生を旅として捉えて、又旅を人生として生きた先人達の姿が芭蕉の脳裏を掠めたのではないだろうか。そして、芭蕉自身も旅の中に自らの人生を求めて、又自然の中に自らの芸術の完成を見出そうとしたのである。彼らの旅には、現在の旅行にはない厳しさが含まれてしまふのである。日常性からの息抜き、レジャーヒと比較にならない異質性が横たわつており、旅行と旅の間に越す事の出来ない溝があるのである。

「行く春や　鳥啼き魚の　目は涙」（芭蕉「奥の細道」）という句を發句として旅に出るのだが、現在の私達では想像もつかぬ程の決意や決断の深さを感じるし、日常性



の放擲や離脱の考えがその旅の根底を流れている事も察し得るのである。

「旅に病んで  
夢は枯野を  
かけ廻る」

芭蕉が死に臨んで残した句であるが、ここにも彼の執念を垣間見ることが出来る。自らの生命の終焉を迎えるつゝも、直かつ旅に憧れ、旅に生きようとする。この純粹な心こそ彼の芸術を高め、深め、完成させていったのである。芭蕉の人生は旅と共に生き、旅と共に深められ、そしてその旅路の途中で世を去つて行くのである。この芭蕉の旅を、やはり旅行とは置き換え難い真剣さを感じずにはいられない。

又、芭蕉が言う古人はどうな旅をしたのであろうか。

李白は、四二歳で唐の玄宗に仕えるまで各地を歴遊して、やつと仕官するもたつた三年で、それも半ば追放の形で長安を離れる事になつてゐる。その後も旅を続けたが、七五五年に起つた安禄山の乱に巻き込まれ、大逆罪に問われ死刑の宣告を受けた。友人の助命嘆願により危うく死刑を免れ、流刑に減刑されるという経験をしている。そのような経験の中で「早發白帝城」の詩を歌い上げてゐるのである。

朝辞白帝彩雲間 朝に辭す 白帝 彩雲の間

千里江陵一日還 千里の江陵 一日にして還える

两岸猿聲啼不盡 両岸の猿声 啼いて尽きざるに

輕舟已過萬重山 軽舟已に過ぐ 万重の山

流罪の旅にあつた李白は、白帝城で赦免の知らせを受け、揚子江の上流から中流の江陵まで一気に舟で下る。その途中、両岸の野性猿の鳴き声を聞きつつ、小舟は已に多くの山々の間を通り抜けていたという意味である。故郷を離れ、生死の狭間でようやく流罪の旅が解かれ、

その時遠くから野性猿の自由奔放な鳴き声が聞こえて來た。李白は、その時程自らの生について思い描いた事はなかったのではあるまいか。今までの自らの人生、今現在の生、そして残り少なくなった今後の生について。彼の人生は旅と共にあつたと言ふよりも、人生そのものが旅なのであり、それも厳しい終わりのない旅であった。

杜甫の人生も又李白同様、旅の中に人生を過ごした人である。

杜甫は、中級官僚の出身で、当時では官僚を志すか軍人になるかのどちらかの道を歩むのが普通であった。杜



を幾度もチャレンジするも果たせなかつた。二十年の年月が過ぎ去り、遂に四四歳の時知人の推薦によりやつと仕官出来るが、それも五年と統かず罷免の憂き目に遭つてゐる。その後再び仕官するも長続きはせず、放浪の旅に出ている。杜甫も又その人生の中で中国の至る所を歩き回つてゐるのである。

しかし、彼の脳裏を離れなかつたのが、やはり故郷であつた。彼の代表作の一つ「絶句」にもそれを窺い知る事が出来る。

江碧鳥逾白

江 碧にして 鳥逾々白く

山青花欲然

山 青くして 花燃えんと欲す

今春看又過

今春も 看 又過ぐ

何日是歸年

何れの日か 是れ帰年ならん

杜甫は、この詩と共に住み慣れた成都を離れ、再び流浪の旅に出るのである。生命を捨て、名を捨て、病の身体に鞭打ちながら船に乗込むのであり、その旅には悲愴感すら漂うのである。目的のない旅、目標のない旅、当所ない旅に自らの身を任せるのであつた。

李白や杜甫にとっての旅は、全く選択余地のない旅であり、時には追われ、時には逃れ、生きる事が又生きる

場を見出す事が旅であったのではないだろうか。その厳しさゆえに生命や人生と置き換える程の旅を果たし遂げ、その同価値として詩作したのである。そして、彼らの人生はやはり旅であり、旅以外のどのような言葉にも置き換え不可能という他を寄せ付けない厳しさが存在している。文学や芸術、自然の中で生きたのではなく、彼らの人生は待つたなしの旅の中にしかその生は見出せなかつたのである。

その点、日本の芭蕉や西行、宗祇は旅に生きるも、選択肢の中から旅を選んだと言える。止むにやまれず、彼らを動かし、日常性を捨て、旅に生き旅に死ぬのではあるが。

西行の場合、北面の武士であつたが、二三歳で出家し、その後は流浪の旅を一生続ける事となつた。全てを捨て、身軽になつて始めて見える自己。彼は自然の中で生き、旅の中で生き続けそして死んでいったのである。

願はくは花の下に春死なむ  
そのきさらぎの望月のころ

この句を彼は彼の完成として作ったものではあるまいか。自然との一体感、自然の一部として生き、そして自

然の真っ只中での死を夢見ていたのである。そして、この句作の十年後に、大阪府南河内郡河南町の弘川寺にて彼の願つた通り死んでいたのである。

又、飯尾宗祇は臨済宗相国寺の僧とし仏門に入り、その後連歌師として活躍した人であるが、彼も自らの芸術完成のために自然と共に生き、旅を愛したのであつた。死の間際、彼の残したのは次の句である。

眺むる月に たちぞ浮かるる

眺めている月に心が奪われ、浮かれてしまふと詠んだのであり、自然と共に生き抜いた彼の辞世の気持ちがよく表れている。

自分の人生を生きるために旅を選んだ芭蕉、西行、宗祇と生きる事が即ち旅であつた李白、杜甫とはやはり異質と言えよう。

しかし、どちらにせよ彼らの旅と言うものを経験する事も、垣間見る事も現代の我々には出来なくなつてい る。それゆえ彼らの残した文学、芸術が今も直幾百、千年の歳月が越えようと生き続け、生命力を衰えさせる事なく、輝きを放つてゐるのではないか。

(しばた けいじ・本学経済学部卒業生)

# 祖国からの教育援助費と大学の創設

## — 在日韓国・朝鮮人の教育問題ノート 18

梁 永 厚

政治と教育は、ともに社会の機能であり、いずれも人間を対象とした活動である。だが両者の論理と方向には著しいちがいがある。政治はある個人乃至ある党派が、

現在の社会を支配する力の獲得をめざすか、または獲得した権力を保持することを目的に人を動かす活動である。

したがって政治活動の対象としての人間は、たとえども、

互いに他を前提し相補う必然的な関係をもつてゐる。政治は権力の論理を教育を通じて押し広げ、その保持する力を持つて将来にわたつて確保する手段として教育を利用する。

教育活動はその目的を達成するための現実的な諸条件の整備の保障を政治権力によつてうける。この関係から教育は、その従属する権力の性格と背馳する機能をはたすことには難しい。実際のところ二十世紀の世界の各地域の教育は、その地域の国家権力の盛衰と運命とともに、その現実的諸条件に適応するよう働きかける意識的な活動

きたといえる。

たとえば二十世紀の初には、資本主義体制または帝国主義体制の国家権力に従属した国民教育が主としてあり、帝国主義国家権力が侵略地で行つた植民地教育（同化教育）も幅をきかしていた。一方では侵略をうけた植民地民族、被压迫少数民族のなかにおける民族解放と独立をめざす民族教育が息吹きつつあつた。そして第一次大戦後に至ると、あたらしく権力と教育とが完全に融合したプロレタリア独裁政権下の社会主義教育、ファシズム権力下の教育などが登場した。とくに社会主義教育が興つたことにより、各地の民族教育は大きな反軍を得たがのようになり、盛りあがりを見せた。この新しい動向にたいし、ブルジョワ国家の権力は、こぞつて社会主義教育の封じ込めと民族教育の抑圧に躍起となつた。

さらに第二次大戦において、ファシズムの国がブルジョアの国とプロレタリアの国を両面の敵にまわして敗北し、ファシズムの教育は潰えてしまつたが、大戦後は世界の冷戦構造を反映した二つの世界の対決といふ、厳しい政治的課題を負つた教育の時代へと移つた。もう一つ民族教育の方は、植民地民族があいついで独立をたたかいとつて行つたことにより、新しく樹立された国家権力に従属する国民教育へと変つていった（民族教育と国民

教育を規定する指標の一つに、文化としての民族言語を基本にした教育か、国籍性を帯びた「国語」による教育か、ということがあると考へる）。

ここで少し考へておきたいことは、二十世紀のこれまでの教育は、概ね国家権力と運命とともにきており、教育には社会改革にたいする自律的な立場はなかつたよううにみえる。この点について、社会の変革は人間と教育



を超えた政治、経済的な力関係から発生するとはいへ、それは人間の意識を通じて具現されるものである。もし教育が社会の改革にたいして何らかの役割を担うとすれば、この意識の分野だといえる。資本主義や社会主義、自由や秩序などのそれ自体には、何んらの倫理性をもたない。それに倫理性をもたせるのは教育だといえる。その倫理性を育み支配的権力を浄化することは教育に与えられた自律的な任務であると考えたい。



さて現在の世界は、植民地という地域は姿を消し、ひと握りの非自治領域と呼ばれるところが残っているだけで、その非自治領域を支配する国連加盟国は、住民の文化を尊重し、政治的、経済的、社会的、教育的進歩、人権の保障、自治の発展を促進するよう明示された国連憲章第七十三条に基づく施策の義務を負わされている。したがって民族の解放と独立を目標に民族意識の高揚をはかる性格の民族教育は、非現実的ないわば歴史上の用語になってしまっている。なお二つの世界の対決を最大課題としてきた各国の教育は、社会主義圏の東欧諸国およびソ連の一党独裁の権力が崩壊したポスト冷戦時代に、どう即応していくかといった新しい教育目標の設定を求められている。

その設定であるが、これまでの世界はインターナショナルな階級対立とナショナリズムがからみ合った、政治的、思想的対決をくり返してきたが、ポスト冷戦時代は階級的なものによってではなく、より多くの地域的ナショナリズムの要因によって動いており、ナショナリズムの上に立つたインターナショナリズムの確立をベースにした世界秩序へと動いているといえる。したがって教育においては、各の社会構造の型に即応した国民教育と世界史の現実に即応した国際教育との総合、いわば各國

が、それぞれ国民教育を通じて自らの社会を維持、発展させながら、世界のなかでどう国の名譽（人類社会への寄与）を保持するかといった教育指向が大勢のようである。

ポスト冷戦時代に、まだ社会主義体制のまま残っているのは、中国、北朝鮮、ベトナム、キューバの四ヵ国であるが、なかでも中国はマルクス主義の経済や教育の原理には見当らない社会主義市場経済といった新理論を編みだし、また私立学校の創設を認めるという新機軸の政策を開拓している。この展開は、いかなる名で呼ばれるかわからない新しい社会体制の胎動のようにもみえる。

ところがポスト冷戦時代のいま、全人民の意志を把握し代表しているとする、父子世襲的独裁体制の国・北朝鮮のみは、政治はもちろん教育においても、頑に冷戦政策をとっている。その政策は北朝鮮国内だけでなく、北朝鮮系の在日朝鮮人団体によって、日本社会においても遂行されているのである。その教育部門、即ち「民主主義民族教育」では、民族文化としての言語を基本にするものではなく、北朝鮮の権力によって規範化され、イデオロギー的共同体を再生産する手段とされている「国語」による教育が行われている。それは到底民族教育とは呼べない教育なのである。

この北朝鮮の政策を日本社会で遂行するようになった節目は、在日本朝鮮人総連合会（朝鮮総連）の結成である。その結成はプロレタリア独裁の党がよく用いた、いわゆる「一枚岩の団結」によるといったかたちでスムーズにいったものではなく、運動方針の根本的転換にちなむ結成とする主流派と、客觀情勢の変化にちなみ往来の組織を發展的に解消し結成されたものとする反主流派の



対立が、陰に陽に十年余りつづいた。

朝鮮総連の結成当初は、主流派、反主流派がともに代表を北朝鮮へ送り、本国の「お墨付き」を得ることにより、自派の正当性を主張しようとはかった。主流派は一九五五年八月に、祖国解放十周年を祝う在日朝鮮人祖国訪問団（団長・東京朝鮮高級学校長林光徹他三名）を派遣し、朝鮮総連の結成経過を報告した。反主流派は日本共産党の民族対策部の指導下に運動していた、旧在日朝鮮統一民主戦線の書記長・金忠権が、自派の主張を弁明するために北朝鮮へ行つた。その結果は、同年九月二二日に主流派の訪問団と会見した金日成首相が、談話のなかで「朝鮮総連の新路線支持、在日朝鮮人子弟への教育費援助」の意向を表明し、主流派に軍配をあげたことにより一応の決着をみた。

「金日成談話」という「お墨付き」を得た朝鮮総連の指導部即主流派は、談話に応える誓いの運動を組織し、とくに反主流派の活動家を幹部の政治教育と思想点検をする機関・政治学院に召集し、主流派への屈服を強いる思想総括をさせた。そして総括に消極的な活動家をそれまでの部署から外し組織から排除した。なお、みせしめとして北朝鮮への弁明に行つたままの反主流派のリーダーを除名処分とした。この活動家排除や除名処分は、主



流派の独断で行われたもので、のちに北朝鮮当局の知るところとなつた。事態を憂慮した北朝鮮当局から、当友好関係にあつた日本共産党に、非公式ながら朝鮮総連の派閥争いの調停を依頼してきた。依頼を受けた日本共産党の斡旋によつて、一九五七年三月に在日朝鮮人共産主義者の全国懇談会が開かれた。同懇談会では主流派代表の朝鮮総連議長韓徳鉢と、帰日した反主流派のリーダー金忠権の両者が自己批判し、両派の和解と金忠権の除



名処分取消し措置をとることが決められた。

主流派、反主流派の和解成立の報告をうけた北朝鮮当局は、主流派を通じて在日朝鮮人運動を指導していく方向を明確にし、また指導権の担保の一つとして、さきの金日成談話を実行に移し、一九五七年四月に在日朝鮮人子女にたいする教育援助費および奨学金を国際赤十字を通して、日本円一億二千百万円余を送つてきた。（以後も継続して送金があり、一九九三年九月現在、一四二回にわたり、累計四百十六億九千万円余になる）。教育援助費に統いて、勲章、学位学職、各種称号等を授与はじめた。これを朝鮮総連は、祖国の在日朝鮮人にたいす

る限りない同胞愛的配慮である。祖国への忠誠をもつて配慮に応えよう、と大々的な宣伝をひろげた。  
教育援助費および奨学金は、各朝鮮人学校の教員給与の一部（全額支給には至らなかつた）として配分され、奨学金は大学生、研究者および朝鮮人小・中・高校に在学する貧困家庭子女と、活動家子女への就学奨励金として給付された。財政難にあつた朝鮮人学校関係者ならびに日本の各種奨学金に国籍条項の壁があつて、奨学金をとることができず学費や研究費に困窮していた学生や研究者たちは、祖国の配慮に応えようと誓い、学校関係者は祖国に学ぶ教育実践、学校財政の自立性確立、新校舎の建設などに立ち上がり、学生、研究者たちは、朝鮮総連の指導に従つて、祖国に直結した学業や研究をめざす方向へと急速に変つていった。

さらに北朝鮮政府は朝鮮総連指導部・主流派に権威をつけるとともに、同指導部が本国に絶対服従するよう枷をはめる非公然組織を組織内につくらせた。前者は政府の出先機関的役割即ち行政的権限を一定に付与し、幹部の評定と任用、傘下団体および信用組合の指導、朝鮮人学校全体にわたる教育行政、成人教育、国籍証明の発給その他の行政を負わせたことである。後者は朝鮮総連の内部に朝鮮労働党の日本支部的性格の非公然組織・學習

組をつくり、それへ北朝鮮政府の指導に絶対服従すると誓う活動家を引きいれ、「党員」的学習と活動を課すようになつた。したがつて朝鮮総連の諸般活動の中核部隊は「党員」的学習組員によつて構成されるようになつた。教育機関においても学習組員でないと幹部教員に登用されなくなつた。

朝鮮総連が結成され、北朝鮮政府に絶対服従の指導部が確立したことにはかわつて、同政府から教育関係法規ならびに教科の指導要綱、教科書、その他教育関係文献を送つてくるようになつた。それらに基づいて朝鮮総連は一九五六年一月に「各級学校規定」を制定し、学校の呼称を初級学校、中級学校、高級学校（これまでには小学校、中学校、高等学校と称していた）と改め、教育の目的ならびに基本方針を次のように示した。

#### 教育の目的

人民民主主義の原則による教育を施し、共和国（北朝鮮）公民として必要な基礎知識、技能を習得させ、民主祖国建設に役立つ人材を育成する。

#### 教育の基本方針

○祖国と人民のために忠実に服務する愛国思想を培養する。

- 労働の意義と技術の重要性を自覚するようにして、
- 科学的の世界観を確立する。



生産意欲を向上させる。

そして朝鮮高級学校卒業生の日本の大学への入学資格が制限されている事態を自力で打開し、さらに「民族教育」を小学校から大学まで体系化するねらいと、朝鮮総連結成大会の決定にもとづき、朝鮮中央師範学校（一九五四年四月、教員養成を目的に千葉県舟橋に開設）を発展的に解消し、一九五六六年四月より東京朝鮮中・高級学校内に朝鮮大学（二年制・文学科、歴史地理学料、政治経済学料、理数科の四学科）を開設した。学長は朝鮮総連中央議長韓徳録が兼任し、専任教員七名、講師三十二名、事務員二名といった陣容で、初年度の入学者の内訳は男子九十一名、女子五名で、朝鮮高級学校出身者と一部は朝鮮高級学校卒業の朝鮮総連の活動家であった。もちろん日本の文部省が認めた正規の大学、または地方自治体の首長が認めた各種学校としての大学校でもない塾的ななかたちでの発足であった。

同大学は発足まもなくより、仮校舎での授業は在学生の授業や今後の学生募集に支障があると、校地の購入と校舎の新築をめざすとりくみをはじめた。そのキャンペーンとして「わが大学の特徴が、人民の子弟たちがみな自由に学ぶことのできる人民とともに密接に連結した

学校であり、人民の福利を増進させるための大学だということを考えるとき、（大学の校舎および研究施設をもたないことは）ただ教育分野において支障となるだけではなく、在日朝鮮人運動に決定的な打撃となることは言を要しない。」「早くにわれわれの首領金日成元帥は、金日成綜合大学創立一周年に際して『諸君は熱心に學習し、科学と技術を所与し、マルクス、レーニン主義で武装するよう昼夜をわかつらず努力しなければならない。朝鮮の農業を良くし、朝鮮の農業をより發展させ、人民の生活と國家建設に必要な物資を豊富に造り出し、朝鮮の立派な民族文化を建設し、わが国を固く守る責任が諸君の手にある。汽船も飛行機も、自動車も、汽車も、文学も、音楽も、みな諸君の手で造らなければならぬ』と述べたように、われわれは日本において、こうした活動家を無数に養成しなければならず、これは、ただ朝鮮大学においてのみすることのできる事業です。」と活動家の養成を第一義にした基金募集をキャンペーンしている。

ところが基金がなかなか集まらず校地購入も難航していたところ、一九五七年十月、第一次教育援助費一億五十一万円余を使途指定・朝鮮大会の校舎建設および運営援助費として送金されてきた。この送金にはげまされた朝鮮大学理事会は、理事数を一〇〇名余に増員し、年間

五十万円以上の寄附を行うことのできる企業家に、理事を委嘱した。そして東京都小平市内の文京地区に、二万坪の校地を確保し、トランジスター研究所といふれこみで校舎の建設をはじめ、一九五九年四月に完工させた。

校舎が完成した同年四月より学科を学部に改編し、文学部（定員五〇名）、政治経済学部（定員六〇名）、歴史地理学部（定員五〇名）、理学部（數学科定員三〇名、生物化学科定員三〇名）、二年制の師範教育部（文学科定員六〇名、理数科定員四〇名、芸術科定員二〇名、体育科定員二〇名、外国语科定員二〇名）等を設けた。

朝鮮大学の学生生活は、原則として全寮制がとられ、学生は一定の規律のもとに集団生活を課せられ、小平校舎へ移転した当時の日課は次のようであった。

項目	時間	内容
起床	六、〇〇	洗面、人民保健体操 （人民儀礼、当直教員の指示連絡）
朝食	六、〇〇—六、三〇	
授業準備	七、〇〇—八、〇〇	
授業	八、〇〇—十三、三〇	
昼食	十三、三〇—十三、三〇	
授業	十三、三〇—十七、〇〇	

小平校舎へ移転した頃の授業においては、「マルクス・レーニン主義の基礎」「唯物論入門」「経済学教科書」といったマルクス・レーニン主義の教育と「社会発展史」「朝鮮労働党史」「在日朝鮮人運動史」といった政治教育が重視されていた。なお小平校舎で最初に行われた卒業式（一九五九年三月）の学長式辞のなかでは、「今後、卒



## 短評募集!!



### 短評を書いてみませんか?

最近一年間に発行された本の中、自分がこれはぜひ人にも勧めたい、または、強く印象づけられた本の短評を原稿用紙(四百字詰二、三枚に)。

★ジヤンルは自由、締切は毎月末。

★連絡先　〒558 吹田市千里山東3-10-1  
『書評』編集委員会

関西大学生活協同組合本部 3F組織部内  
387-1121 (直通)  
4821

業生諸君は、朝鮮総連の幹部活動家として金日成元帥の教示をうけいれ、祖国の自由、平和的統一を促進し、在日同胞の民族権利を擁護する闘争の先頭に立たなければならぬ」と説き、同年四月の入学式における学長式辞のなかでは、「社会主義的愛国主义思想と金日成元帥の思想で武装して、すべての学業に励まねばならない」と強調している。つまるところ「民族教育」の最高学府というのは対外的な宣伝にすぎず、内実は政治教育、幹部養成の学校なのである。

要するに教育援助費はじめ諸般の祖国の配慮というものは、単なる配慮でなく「各級学校規定」、朝鮮大学に

おける政治教育、幹部養成といった見返りをともなうものであり、在日朝鮮人教育の自律性、倫理性の発揚を抑圧しつづけるものとして、今日に至っている。可及的にすみやかに教育機関の人たちが自律性、倫理性の發揮へと踏みだすよう願いたいものである。※ 次回は北朝鮮への帰国運動(一九五九年八月、日・朝赤十字協定実現、同十二月第一般出発)と朝鮮人学校の教育動向について紹介する予定である。

付記、朝鮮民主主義人民共和国を指すわかり易い表記として、本文では北朝鮮という記し方をした。  
(ヤン ヨンフ・文学部非常勤講師)

## 沼倉少年の悲しさ

—— 谷崎潤一郎『小さな王国』再讀 ——

池田浩士

小説『小さな王国』は、谷崎潤一郎の作品のなかでは

特異なもののがひとつに数えられる。一九一八年八月号の雑誌『中外』に発表されたこの小説が、『刺青』『少年』『帮間』『秘密』など、一九一〇年代初めの諸短篇と比べても、また『痴人の愛』『ヰ』『夢喰ふ虫』など一九二〇年代を代表する一連の作品と比較しても、著しく異なることは、一読すれば明らかだろう。ここにはいわゆる倒錯した快感への惑溺もなければ、それと密接に関連する耽美的な場面設定もない。貧困にあえぎながら誠実で有能な教師たるうとする主人公（のひとり）の姿には、むしろ自然主義文学の人物たちの面影さえ、うか

がえるほどである。

「小さな王国」が掲載された雑誌、『中外』は、その前年、一九一七年十月に創刊された綜合月刊誌で、評論家・作家の生田長江が編集顧問だった。大正デモクラシーの時代にわずか一年九ヶ月のあいだだけ生きて、計二十一冊を出した雑誌にふさわしく、佐藤春夫の『田園の憂鬱』の発表の場となると同時に、ジャック・ロンドンの『荒野の呼声』が堺利彦の訳で掲載され、さらにはまた初期プロレタリア文学の代表作のひとつ、前田河広一郎の『三等船客』にも誌面が提供されている。だが、それにもましてこの雑誌の性格をよく物語つてい

るのは、そのパトロン、つまり刊行資金の出資者が堤清六だったことだろう。新潟県出身の堤清六は（近江商人たる西武資本の堤一族とは異なり）、早くから北洋漁業界に着目して、日露戦争の勝利で日本国家が北洋の漁業権を握るや、のちに日魯漁業と改称する漁業会社、堤商会を創業し、巨万の富を得たのだった。その一部を、堤清六は綜合雑誌の発刊に費したのである。大正デモクラシーと呼ばれる一時代の文化の基盤が、日本国家の進出とこのようなかたちでもまた結びついていたことは、あらためて想起されねばならない。

「貝島昌吉がG県のM市の小学校へ転任したのは、今から二年ばかり前、ちやうど彼が三十六歳の時である。」という一文で『小さな王国』は始まる。浅草聖天町に生まれた「純粹の江戸っ兒」だった貝島は、もしもどこかの商店へ丁稚奉公にでも行つていれば、いまごろは立派に一家を構えて安楽に暮らしていらっしゃただろうものを、学者になろうとして師範学校に入つたばかりに、いまは苦しい生活にあえいでいなければならない。結婚してからとくいうもの、かつての抱負もたちまち消え、つぎつぎと子供が生まれてくるにつけても、ただ日々の暮らしこの格闘だけが、かれの生活のすべてになつていった。東京での最後の勤務校が、麹町区の高級住宅地だったこと

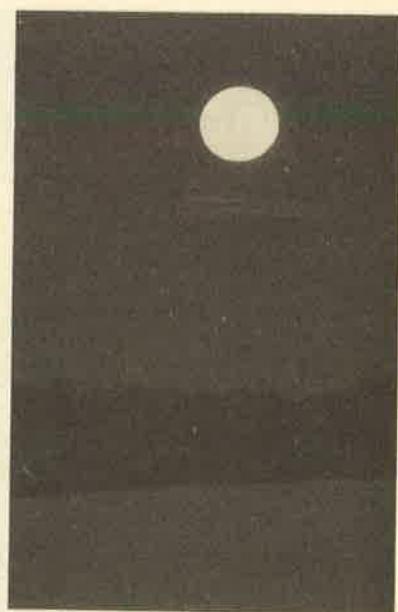


が、その生活からの一大転換をかれに決意させた。中流以上の家庭の生活の生徒たちがほとんどの学校で、自分自身の子供たちがあまりにも見すばらしく、哀れに見えたことが、この決心をかれに固めさせたのである。かれは、東京よりも暮らし向きの楽なG県M市への転任を希望して、ゆるされたのだった。

G県M市が群馬県前橋市であることは、小説の随所から明らかである。しかし、場所を特定すること自体には、さして意味はない。重要なのは、ここへ移つた当初は生きかえつたようにはつらつと元気になつた貝島昌吉とかれの家族——子供は七人となり、老母も一緒だった——が、時がたつにつれて再び生活の重圧におひししがれねばならなかつたことである。東京と地方都市とのあいだに存在する生活経費の差は、当初だけは貝島一家に幸いしたものの、子供たちの成長と、加えて妻が肺結核で病床に伏すようになり、老母の喘息の悪化も重なつて、たちまち帳消しとなつたばかりか、これまで上昇しつづけてきた昌吉の月給もようやく頭打ちのありさまで、一家の暮らしは東京時代にもまして逼迫したものとなつてしまつた。

そうしたなかでも、昌吉は、小学校の授業には全力を投入し、生徒たちの信頼も得て、ベテラン教員としての

自負を失うこととはなかつた。この地方都市でも、「組中の秀才」は、やはり土地の実業家や有力者の子供たちだつたが、昌吉はもちろんどの生徒にも分けへだてせずに接した。教員仲間や「父兄」のあいだでも、かれは正直で篤実で老練な先生だとされ、評判は悪くなかった。このような日々のなかで貝島昌吉が老いて行き、苦しいとはいえそれなりに意味のある一生が描かれてこの小説が終わるとしたら、日本の自然主義文学は、ちょうど八年前に刊行された田山花袋の小説『田舎教師』の、遅ればせの後継者をここに見出すことになつたかもしれない。もちろん、谷崎潤一郎は、『小さな王国』をそのよ



うなものとしては描かなかつた。『田舎教師』の日常にはなかつた事件を、いや世界を、谷崎潤一郎は貝島昌吉の現実に持ち込むのである。

貝島が転任してきてからちょうど二年目の春、かれが担当する尋常五年のクラスに、ひとりの転校生が入つてくる。沼島庄吉という名のその生徒は、「何でも近頃M市の一廓に建てられた製糸工場へ、東京から流れ込んで来たらしい職工の岱で、裕福な家の子でない事は、卑しい顔だちや垢じみた服装に拵つても明らかであつた」。初めてこの子と会つたとき、貝島は、きっと成績の良くない風儀の悪い子供だろう、と直覚的に感じたのだが、教室で見ていると、学力はそれほど「劣等」ではないらしく、性質も「思ひの外温順」で、むしろ無口で落ち着いた少年であることがわかつた。——ところが、貝島の意外な思いは、それだけには終わらなかつたのだ。ある日、昼休みに運動場で遊んでいる生徒たちを見ていて、思いがけない光景にぶつかつたのである。おりから、かれの受け持ちは生徒たちが二組みに分かれて騎馬戦をくりひろげていたのだが、甲の組は四十人ほどの人数から成り立つてゐるのにたいして、乙の組にはわずか十人ほどしかいない。甲の組の大将は、腕白の筆頭である西村という子だったが、乙の大将は、なんと転入生の沼倉

庄吉だった。さらに意外なことに、圧倒的少人数である沼倉の組に、数では格段に優勢な西村の組が、どうしても勝てないので。次第に人数を減らして、最後には三人で大軍に立ち向かつても、やはり勝つのは沼倉の組だつた。どうやら、沼倉という生徒は、考えられないくらいの統率力、少年たちの心をつかむ力をもつてゐるらしかつた。平素の教室では、黙々と坐つて、与えられた課題はきらんとこなし、問われたことには的確に答える。しかし、普通のガキ大将のように悪戯を煽動したり、教師をバカにしたりすることはない。「同じ餓鬼大将にしても余程毛色の違つた餓鬼大将であるらしかつた。」沼倉という生徒に注目していた貝島昌吉は、ある朝、またも意外な場面に遭遇する。修身の時間に二宮尊徳のことを話したのだが、ふだんより力のこもつた口調で嚴かに語りすすめていくうちに、教室の隅のほうでヒソヒソと私語するものがあるのに、貝島は気づいた。まさかと思つて何度もその声の主をたしかめたが、それはあの沼倉庄吉に間違いなかつた。ところが、貝島から注意を受けた沼倉は、なんとその嫌疑を否認するのみか、別の生徒に責任を転嫁したのだ。するとまた、沼倉から名指されたその生徒が、たしかに自分で、という虚偽の申し立てで罪をかぶろうとする。激怒した貝島が、沼倉

を教壇の横に立たせておこうとすると、クラスの生徒たちがつぎつぎと立つて、「沼倉さんを立たせるなら僕も一緒に立たして下さい」と申し出る始末だった。貝島は、心なからずも、沼倉を罰すことができなくなってしまったのである。

同じクラスにいる自分自身の長男から家で様子をきいたところ、沼倉が無実の級友に罪を転嫁したのは、クラスのものたちがどれほど自分に心服しているかを試すためだった、というのである。沼倉は、義侠心に富んでおり、勇気があつて、たちまち級友たちのすべてが沼倉に「悦服」して、沼倉の命令ならどんなことでも従うよう



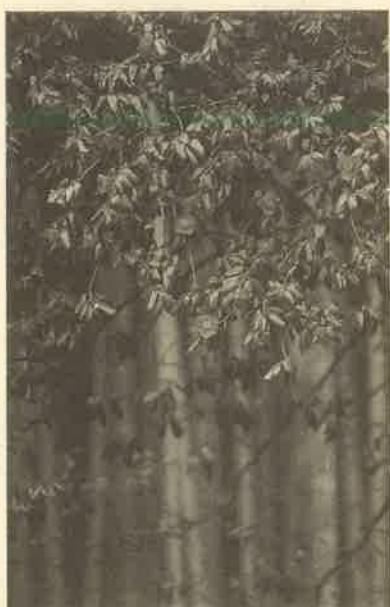
になつたのだという。これを聞いた貝島は、ますます沼倉という生徒に興味をいだかずにはいられなかつた。そしてその興味は、やがてひとつの思いとなつて生かされた。「卑しい職工の息子ではあるけれど、或ひは斯ふ云ふ少年が将来ほんたうの英傑となるのかも測り難い。同級の生徒を自分の部下に従へて威張り散らすと云ふ事は、さう云ふ行為を許して置くことは多少の弊害があるにもせよ、生徒たちが甘んじて悦服して居るのなら、強ひて干渉する必要もないし、干渉したところで恐らく効果がありさうにもない。いや、それよりも寧ろ沼倉の行ひを褒めてやる方がいい。子供ながらも正義を重んじ、任侠を尚ぶ彼の氣概を賞讃して、なほ此の上にも生徒の人望を博するやうに励ましてやらう。彼の勢力を善い方へ利用して、級全体の為めになるやうに導いてやらう。」——こう考えた貝島は、ある日の放課後、沼倉を呼んで、「お前が此の後もます／＼今のやうな心がけで、生徒のうちに悪い行ひをする者があれば懲らしめてやり、善い行ひをする者は加勢をして励ましてやり、全級が一致してみんな立派な人間になるやうに、みんなお行儀がよくなるやうに導いて貰ひたい」と言い渡したのだった。

效果は、翌朝からたちまち現われてくる。授業は静まりかえり、姿勢を少しでも崩すものさえいない。日を

倉という生徒に興味をいだかずにはいられなかつた。そしてその興味は、やがてひとつ思いとなつて生かされた。「卑しい職工の息子ではあるけれど、或ひは斯ふ云ふ少年が将来ほんたうの英傑となるのかも測り難い。同級の生徒を自分の部下に従へて威張り散らすと云ふ事は、さう云ふ行為を許して置くことは多少の弊害があるにもせよ、生徒たちが甘んじて悦服して居るのなら、強ひて干渉する必要もないし、干渉したところで恐らく効果がありさうにもない。いや、それよりも寧ろ沼倉の行ひを褒めてやる方がいい。子供ながらも正義を重んじ、任侠を尚ぶ彼の氣概を賞讃して、なほ此の上にも生徒の人望を博するやうに励ましてやらう。彼の勢力を善い方へ利用して、級全体の為めになるやうに導いてやらう。」——こう考えた貝島は、ある日の放課後、沼倉を呼んで、「お前が此の後もます／＼今のやうな心がけで、生徒のうちに悪い行ひをする者があれば懲らしめてやり、善い行ひをする者は加勢をして励ましてやり、全級が一致してみんな立派な人間になるやうに、みんなお行儀がよくなるやうに導いて貰ひたい」と言い渡したのだった。

效果は、翌朝からたちまち現われてくる。授業は静まりかえり、姿勢を少しでも崩すものさえいない。日を

追つて、クラスの秩序はますます整然としたものになつていく。じつは沼倉が級中の全員をくわしく監視して、その一挙手一投足をこと細かに点数表に記入していたのである。こうして、自分の担任のクラスを沼倉という一生徒によつて理想的な状態に置くことができた貝島は、だが一方では、ついに生活の重圧に抗することができないところへと、急速に追いつめられていく。家族に二人まで寝たきりの病人をかかえ、まだ乳離れしていない末の子には、飲ませる母乳も出ず、粉ミルクを買う金にも事欠く状態になる。ちょうどそのころ、またもひとつこの事件が持ち上がる。小遣いがあるはずもないのに菓子や文房具を手に入れている長男に祖母が疑いをいだいたことをきっかけにして、驚くべき事実が明るみに出たのである。追及に耐えきれず長男が告白したところによれば、沼倉庄吉を「大統領」とする級友たちは、沼倉の発案によって、その「共和国」のなかでだけ通用する独自の紙幣を発行し、たがいに使用しあつていたのだ。沼倉は級友たちが月々家からもらう小遣いの全額を物品に換えてくるよう命じる一方、論功行賞によつてそれぞれの月給を定め、その独自の紙幣で給与を出し、それで物品を売買させたのである。これによつて、家が貧しいものと富んだもののとの差別はまったく消滅し、子供たちは仲間のう



ちでの働きによつて、文房具にせよ菓子にせよ玩具にせよ、自分の力で買い、また売ることができるようになつた。——物語は、これを知つて驚倒せんばかりなつた。貝島昌吉が、いつたんは紙幣の行使を厳重に禁じたにもかかわらず、ついには、禁を犯して続けられていたその経済システムに屈服していくところで、終わりを告げる。人望と統率力のある沼倉庄吉をクラスの効率的な運営のために利用しようとした貝島昌吉の思いつきは、ただちにあのナチス・ドイツの強制収容所における「カボ」を思い起こさせる。ユダヤ人、社会主義者などを中心とする強制収容所の囚人たちは、看守であるSS（親衛隊）

隊員たちだけによって管理されていたのではない。囚人たちのなかから選ばれたカボ（capo）と呼ばれる下働きたちによつても、監視され酷使されたのだった。イタリア語で「頭、指導者」を意味するこの名称で呼ばれた最末端の管理者は、今世紀の歴史のなかで、ナチの強制収容所以外にもその同類をもつていた。日露戦争に勝利して中国東北地方、「満洲」の利権を握った日本は、たとえば撫順炭坑で働く中国人労働者、つまり「苦力」たちを管理するために、かれらのなかから「把頭」と呼ばれるカボを任命したのである。この制度は、やがて一九三〇年代以後、武力による中國大陸と東南アジア全域への進出を実行に移したのちにも、日本によつて着実に引きつがれていく。

谷崎潤一郎が、小説『小さな王国』を、このカボなしは把頭をテーマとする作品として書こうとした、などと推測するいわれは、どこにもない。むしろ作者は担任クラスの管理者、というよりはむしろ唯一の主権者であったはずの貝島が、その自分の主権の行使にとって好都合と考えたがゆえに許した小権力によつて、ついに乗り越えられ、滅ぼされていく——ということ自体に、興味をいだいただけかもしれない。もつともポピュラーな日本文学事典である『新潮日本文学辞典』の谷崎潤一郎



の項の執筆者、伊藤整は、これをもう少し具体的に「性や美を描かず、経済観念の変化による秩序崩壊の怖れを描いた小説」として規定し、その秩序の崩壊の恐怖または感動を描くとという点で、この小説をも、性や美の力による秩序崩壊を主題とした作品群と、同列に置いている。だとすれば、ではなぜ谷崎潤一郎は、同じく秩序崩壊の恐怖や感動を描くにしても、とりわけこの『小さな王国』一作でだけは、美や性ではなく、「経済観念の変化」による秩序崩壊をテーマにしたのか——ということが問題とならざるをえないだろう。この観点からすれば、沼倉を大統領とする共和国ないし王国の経済構造は、作者自身が「次第に沼倉共和国の人民の富は、平均化され



て行つた」と書いているところ、富の平均化をもたらすものであつて、現行の資本主義社会における富の不均等とは正反対のシステムである。そしてこのことはさらに、この小説が書かれ発表された当時の現実社会の動きと重ね合わせてみるなら、いつそう具体的な姿を与えられることも可能だろう。

小説『小さな王国』が雑誌『中外』の一九一八年八月号に発表されたのは、ときあたかも、日本政府がシベリア出兵の宣言を行なつたのと同時期だつた。一九一七年十一月（ロシア旧暦では十月）のボリシェヴィキによる革命政権の樹立にたいして、日本は、アメリカ合衆国と

の共同行動というかたちで、平和維持のための軍事介入に踏み切つたのだった。出兵宣言が発表された八月二日の翌日、八月三日には、だがしかし、富山県の漁民の主婦たちによる「米よこせ」の行動が開始され、この米騒動はたちまち全国に波及する。多言を費すまでもなく、このような現実の動きと重ねあわせながら『小さな王国』を読みなおすことも、また不可能ではないだろう。もちろん、谷崎潤一郎という作家が、そのような現実の動向にどれほど文学的関心をいだいていたか、そして現実の動向をいわば先取りして描くことがこの作家にありえたかどうか、という問題を手ばなすことはできないにせよ。

しかし、いざれにしても、小説『小さな王国』は、ひとつの秩序による旧秩序の崩壊、という観点からだけ読まれうる作品ではない。すぐれた文学表現がほとんどすべてそうであるように、この小説もまた、読者の数と同じだけ多様な読みかたを触発するのである。そのことを当然の前提としたうえで、わたしの関心について言うとすれば、やはりわたしは、カボである沼倉庄吉にこだわらざるをえない。かれの悲しみにこだわらざるをえない。

この小説では、表面的に見れば、悲しみの担い手は貧乏教師である貝島昌吉とその家族である。生活の重圧にもかかわらずに誠実な教師たりつづけようとする貝島が、ついに「沼倉共和国」に降伏を申し出てまで生きつづけようとすることの悲しさを、読者は見ないわけにはいかない。けれども、ここで起こったドンデン返し、教師と生徒という社会的位置の転倒は、はたして本当のドンデン返しなのだろうか？ もっと明確に言えば、「卑しい職工の息子」が打ち立てた秩序は、二宮尊徳のモラルを中心から生徒に植えつけようとする教師・貝島昌吉の秩序に、はたして本当に勝利したのだろうか？ 仮りに、少なくともこの小説の結末の時点では、沼倉のその共和国ないしは王国が、明らかに勝利をおさめた、としよう。では、その勝利のそもそもの出発点は、どこにあつたの



か？ 沼倉が貝島によってカボに任命されたときである。カボに任命された沼倉が、授業中も休み時間も、放課後にまで、級友たちをみずから監視し、評定し、あまつさえ級友たちのなかに相互監視と密告のシステムを確立していくたときからである。はじめは自然発生的で、それなりの理由をもつていた個人崇拜の気分を、沼倉は、いや貝島が、強制と秘密とによってのみ維持されうる秩序に、変身させたのである。沼倉は、終始、貝島のカボでしかなかつた。カボでしかないがゆえに、「共和国」の

なかで、富の平均化のほかにはどんな平等をも、実現させることはできなかつた。実現させではならなかつた。作者がこの小説の表題を、「小さな共和国」ではなく「小さな王国」としたことには、動かしがたい理由があるのだ。カボは、どんなに成り上がつても、せいぜいのところ王にしかなりえない。そしてその王は、ちょうど「満洲国皇帝」が大日本帝国天皇にたいして持つたような関係しか、任命者たる貝島とのあいだに持つことができない。最後の勝利、つまり貝島の沼倉共和国紙幣への屈服でさえ、じつは貝島によるひとつ利用にすぎなかつたことは、小説そのものから誤解の余地はない。

クラスの全員を「悦服」させた沼倉庄吉の個性、あるいは人格は、もっと別の状況であれば別の発露を見出しだかもしれないのだ。「卑しい職工の息子」であるがゆえに、製糸産業王国であるこの地方都市で生きざるをえないかれは、貝島教師のお墨付きを最大限に利用しなければならなかつた。社会的な位階（金持ち、実業家、有力者、等々と貧しい家の子、等々）がごく当然のこととして存在する現実のなかにあって、沼倉庄吉は、自分がなる道を知らなかつた。その意味では、じつはこの沼倉庄吉もまた、自分の魅力を武器に男をこやしとしてしか

「今迄のやうな臆病な心を、さらりと捨て、生きることができない『刺青』の娘や、幼い弟とその友人たちを奴隸のようにかしづかせることでしか自己を解放できない『少年』の光子の、まぎれもない同胞なのである。

日本軍のシベリア出兵は、当然のことながらロシア革命を妨げることはできなかつた。イギリス、フランス、北米合州国などが空しく撤兵したあとも永くシベリア（および満洲）に兵を居坐らせつけた日本も、一九二二年秋には、最後の部隊をウラジウオストークから引き揚げざるをえなかつた。しかし、それからわずか五年後には、日本軍はまたも、「山東出兵」というかたちで海外に派兵されることになる。この第一次山東出兵に始まり、一九四五年にひとまず終わる日本の十八年戦争のなかで、下士官として、また古参の兵として、部下たちの信望を集めながら上官のため、いや天皇のために華々しい勳功を立てたものこそは、沼倉庄吉とその弟たちだったのだ。

（いけだ ひろし・文学部非常勤講師）

## 第3章 象徴主義運動

### II 運動の中の詩人たち

4、フランシス・ヴァエレリグリファン（一八六四—一九三七）と

ステュアート・メリル（一八六三—一九一五）

山村嘉己

1

奇しくもともにアメリカ生まれであるこの二人の詩人  
Stuart Merrill（かれの生まればニューヨークのロング  
アイランド）とFrancis Vielé-Griffin（かれの方はヴァ  
ージニアのノーウォーク——もつとも出身はフランス  
のリヨンだといふ——）はどうやらも、ルネ・ギルの弟  
子として出発している。つまり「自由詩」の系譜をつよ  
くひいているということである。しかし当然のことながら  
資質のちがいによって一人の姿勢には対照的な相違が  
見られる。

R・ド・グールモンには「自由詩の巨匠」と言われた  
グリファンはカーンと同様、理論家の関心をつよく持ち、  
いろいろな雑誌にかれの詩論を発表している。その多彩  
な論調にもかかわらず、かれの考えはマルチノがたくみ  
にまとめているように（「高踏派と象徴主義」、「彼が一  
八八九年に詩集の冒頭へ書きつけたところの「詩句は自  
由である」という簡単な言葉に要約される。詩句は各人  
が各人のうちに持つている内的な律動に従わねばならな  
い」というのである）。かれははじめ高踏派的な、そし  
てかなり規模の大きな叙事詩を書いていた。キリスト教  
伝説や「エッダ」などの古い物語に基づいてかれの楽天

的な信仰を展開したものといわれる。そのせいか、かれの詩には息の長いものが多い。しかし、思ったほどの韻律の冒険もなければ雑多な詩節<sup>スコー</sup>を用いることもない。

「同じ律動の規則正しい反覆に従つており、主調となる強い韻律を認めていた。脚韻はたいてい尊重されるか、さもなくとも脚韻に近接した半韻音が使われているので、彼の実作品の効果は実のところ、自由詩の効果と定形詩節の効果の中間である」(マルチノ)

一つだけでは適當でないかも知れないが、この評をたしかめるため、とにかく実作をあげてみよう。「伸びをせよ」という『生命の光』(一八九七)の中のものである。

ÉTIRE-TOI...

Étire-toi, la Vie est lasse à ton côté  
— Qu'elle dorme de l'aube au soir,  
Belle, lasse  
Qu'elle dorme —  
Toi, lève-toi : le rêve appelle et passe  
Dans l'ombre énorme ;  
Et, si tu tardes à croire,  
Je ne sais quel guide il te pourra rester  
— Le rêve appelle et passe,  
Vers la divinité.

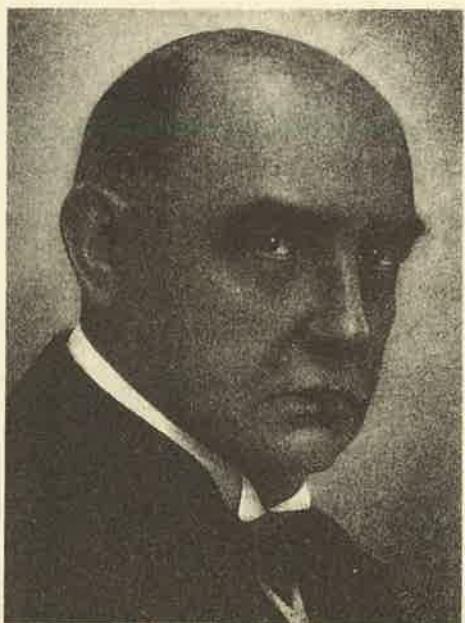


*Laisse, ne prends qu'un viatique,  
Et, de tout cet amour qui double chaque pas,  
Ne prends que le désir, et va ;  
Dépêche-toi ;*

*Le rêve appelle et passe,  
Passe — et n'appelle qu'une fois.*

*Marche dans l'ombre, cours !  
Est-il un abîme que tu craines ?  
O bâte-toi !... il est trop tard :  
La belle Vie en son sommeil d'amour  
Étend ses doux bras qui t'étreignent  
— Trop tard ; le rêve appelle et passe,  
Appelle en vain,  
Passe et dédaigne...*

*Alors,  
Étreins la Vie, encore, de baisers lasse,  
Engendre d'elle un art ;*



*Si tu ne fuis vers Dieu, à l'infini,  
Selon le rêve muet et qui prie,  
Retourne-toi, étreins la belle Vie ;  
Immortalise en elle ta seule heure :  
De ta douleur de mort et de sa joie  
Procrétant quelque Verbe harmonieux  
Qui te survivre et rie et pleure  
Quand le printemps verdoie  
Au bois joyeux.*

*Du jeune lever d'amour qu'il faut redire ;*

*Et chante dans la clarté de son sourire...*

捨てておけ、臨終の秘儀だけは忘れるな  
そして「一足」とにつのるこの愛を  
ひたすら望む」とを忘れるな そして行くのだ、  
急ぐのだ、

夢が呼びかけ 消えて行く

消えて行く——そして呼びかけるのは一度だけだ。

闇の中を歩め、いや走るのだ！

お前が恐れる深淵などあるというのか、

ああ 急げ！ ……あまりにも遅すぎる。

愛の眠りにふける美わしい「生命」は、お前を抱き  
しめようと両手を括げている。

——遅すぎるのだと、夢を呼びかけて消えて行く。

空しく呼びかけ、嘲りを残す……

消えて行き、嘲りを残す……

そこで

もう一度 倦じはてた「生命」をつよく抱きしめよ

そこから芸術を生み出すのだ。

もしもお前が黙した祈りをあげるのみの夢によつて  
神に向い 無限に向わないのなら

自分に立ちもどり 美わしい「生命」を抱きしめよ、

(伸びをせよ お前の傍にあつて「生命」は物憂く  
それは明方から夕べまで眠り込んでいる  
美しく 物憂げに  
それは眠り込んでいる——  
お前は起きると、夢が呼びかけ  
巨きな影の中と消えて行く、  
どんな導きがお前に残されているかは知らない。  
——それでも夢は呼びかけ 消えて行くのだ。  
神なるものの方へと、

その中でお前の唯一の時間を永久のものにするのだ。

お前の死の苦しみと生命の喜びとを織りなして

何か調和にみちた「ことば」を作り出せ

それはお前を生きのびさせ 喜びの森に

そのとき春は 笑い、涙を流しもする。

愛の若々しい光をもたらす

そこでお前にいわねばならぬ

かくて生命の微笑の光の中で歌声をあげよ……)

マラルメの『火曜会』にも名を連ね、魂が生み出す芸術の創造のなかに真の現実がある」とを十分承知しながら、グリファンの本質は完璧な詩作品の彫琢よりは、自らの楽天的な信仰の表白にあつたようである。

## 2

ソート（『象徴主義』クセジュ）にいたつては、「みどりに包まれた、みずみずしい田舎の林間の空地にたつた蚕の市」と評し、「彼は自分の作品のなかに混沌とした感覺と哲学的金言とのすべてをとり集めよう」としているのだと語っている。しかし、この混沌とのゆえにメリルのなかには、当時の多くの詩法、詩的技術がちりばめられていると考へえることができる。それゆえたとえばルネ・ギルの器楽編成理論がよく見えている作品もかれのなかには多くあるので、たとえばR・サバチエは次の詩篇を引用し、そのことを高く評価しはじめている。

それは詩集『音階』のなかのユイスマンスに捧げると傍聴された「夜曲」という詩である。

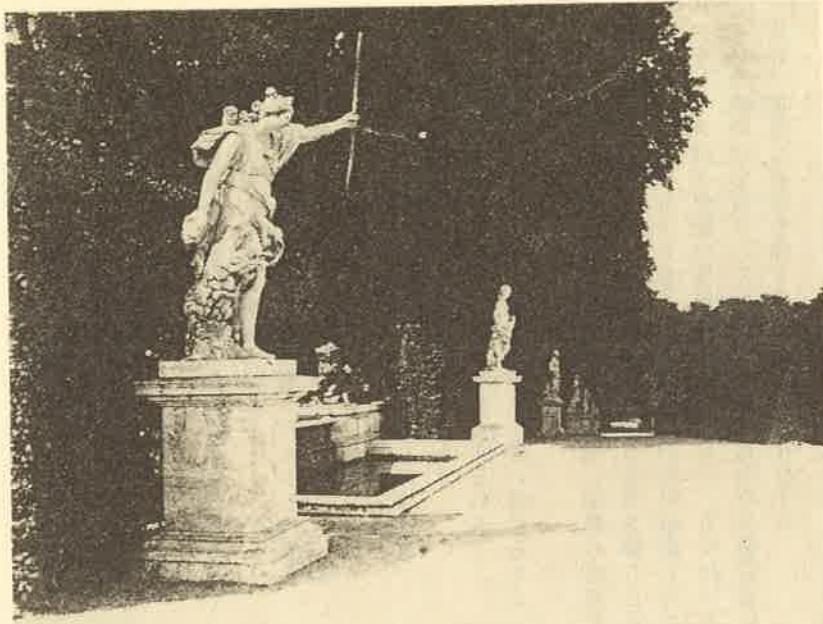
### NOCTURNE

A Joris-Karl Huysmans.

*La blème lune allume en la mare qui luit,  
Miroir des gloires d'or, un émoi d'incendie.  
Tout dort. Seul, à mi-mort, un rossignol de nuit  
Modèle en mal d'amour sa molle mélodie.*

メリルの方の評判はもつと悪かった。マルチノは「芸術的にもつと不安定だった。次々に出た彼の詩集は、作者がその時々の支配影響力にはたいへん敏感だった」とを示している」といつて、要するに象徴派の詩人としては筋金入りではなかつたことを指摘しているし、ショミ

*Plus ne vibrent les vens en le mystère vert  
Des ramures. La lune a tu leurs voix nocturnes :  
Mais à travers le deuil du feuillage entrouvert  
Pleurent les bleus battements des astres nocturnes.*



*La vieille volupté de rêver à la mort*

*A l'entour de la mare endort l'âme des choses.*

*A peine la forêt parfois fait-elle effort  
Sous le frisson furij de ses métamorphoses.*

*Chaque feuille s'efface en des brouillards subtils.*

*Du zénith de l'azur ruisselle la rosée*

*Dont le cristal s'incruste en perles aux pistils  
Des nénuphars flottant sur l'eau fleurdelisée.*

*Rien n'émane du noir, ni vol, ni vent, ni voix,*

*Sauf lorsqu'au loin des bois, par soudaines saccades,*

*Un ruisseau turbulent croute sur les gravois*

*L'écho s'èmeut alors de l'éclat des cascades.*

(蒼白い月の光が 黄金の栄光の鏡、

輝く沼の上に 情念の火を燃え上らせる。

すべてが眠りに入る、ただ息たえだえの夜鳴鶯のみ。

恋の病いに悩みつつ 優しくメロディを奏で上げる。

枝々の緑深い神秘のなかで もはや風は

身じろぎもせず、その夜の囁きは月に消されたのだ。

けれど 半ば開かれた服喪中の葉むらを通して

静かな星たちの青白い接吻が雨と降りそそぐ。

死を夢見る昔ながらの恍惚の思いは  
沼の周囲にすべての物の魂を眠り込ませる。  
森は時折り人知れず身をふるわせつつ  
果せぬ変身を計ろうと試みる。

葉の一枚々々は夢幻の霧のなかに消えうせる。

蒼窮の天頂から夜露が流れ出る。

その水晶のきらめきは百合飾りの水の上に漂う  
蓮の花びらに真珠となつて降りかかる。

暗闇からは何も生まれぬ、鳥も風も声すらも。

ただ森の彼方遠くひくひくと激しく

小流れが音高く残骸の上に崩れかかるのみ。

かくて こだもその滝の輝やきに酔い痴れるか。)

サバチエはこの詩の子音 l, m の多用に流动の感覚を見出し、他の多くの子音の使用に妙なる音乐を感じとるといつてゐる。もつともこの世界にはかれの敬愛したヴエルレーヌほどの深い神秘性はない。また一方ではマラルメ的純粹诗を目指したものや、より自分の本質に近い素朴で純真な诗境を作り出したものも存在する。



# 『書評』編集 STAFF募集!!



ほくの魂には鐘がいっぱい、  
ほくの魂には小鳥たちがいっぱい！  
ほくの魂には教会がいっぱい、  
ほくの魂には花がいっぱい！  
ほくの魂には大天使がいっぱい、  
ほくの魂には飛立ちがいっぱい！  
ほくの魂にはよろこびがいっぱい、  
ほくの魂には神々がいっぱい！

この心優しい詩を引いて、マルチノは「音・香り、哲学的瞑想、観念、感覚——これらすべてを、彼は彼の詩の音楽によって暗示したかったのだ」とまとめている。メリル自身も「詩は自由である」と宣言し、さらに詩人は自らの内的リズムに従って自らの表現方法を創造せねばならぬと覺悟のほどを示している。事実、かれの内的欲求に素直に従つた詩ほど、かれの真骨頂をあらわしているのだろう。

(やまむら よしみ・文学部フランス文学科教員)

「書評」は私たちによる文化形成のための印刷メディアです。あなたも「書評」を創つてみませんか。

「雑誌」に興味のある方、思想・文化活動をやってみたい方は、「書評」編集をはじめ、講演会や映画上映のSTAFFになつてみましょう。

私たちは、いつでもあなたをお待ちしています。

★連絡先  
〒565 吹田市千里山東3-10-1

関西大学生活協同組合本部 3F組織部内  
「書評」編集委員会

☎ 388-1121 (直通)  
387-9998 (内線 4821)

連載

# 日本中國ことばの来往 その48

ゆきき

芝田 稔

## 江沢民総書記の指示

いたのであるが「知りたいのは、何故活字の変更が行われたか」にあつた。

前号において、「旧漢字」から「簡体字」への中で：『人民日报・海外版』が今年の一月一日から、五年余りづいた旧漢字による印刷を廃し、簡体字に切り替えたことの、紙面のさま変わりについて述べた。だが筆者には正直言つてこの変更の原因が那辺にあるのか図りかねた。

ただ現実に変更されている以上、中国の文字改革に対する態度は変更されないことを痛感したので「これは中国の漢字統一に懸ける執念の現れであり、海外に対してもいよいよ積極的に取り組む姿勢を示したもの」と考えて

これは、江沢民総書記が昨年十二月十四日に行つた「わが国の言語・文字の活動に対する指示」によるものであることが、近着の『漢字文化』（一九九三年第一期）によつて明らかにされた。ここにその全文を紹介して不明を補つておきたい。

国家が現在行つてゐる言語・文字についての活動方針・政策は引きつづき貫徹すべきであり、漢字簡略化の方向を変更してはならない。各種の印刷物、宣伝用の印刷物は、なおさら簡体字の使用を守り通さ

ねばならない。海峡両岸の漢字は、当面各自が現状を維持していけばよいし、いくつかの異にする見解は将来討論にかけるまで棚上げにしておけばよい。

書道は一種の芸術創作であつて、繁体字（旧漢字）で書こうと簡体字（略字）で書こうと、作者の風格と習慣を尊重すべきであり、各自の自由に任してよろしい。

### 「三通・三不通」から「三通」へ

中国政府が台湾に対し採つてきた「三通政策」は、漸くその実現をめざして動き始めた。それは「通商、郵、通航」貿易、郵政、運輸の公的協定を結ぶこと」であり、その最初の民間交渉が四月末シンガポールで行われた。

これより先き、中国の「三通政策」に対し、台湾では「三不政策」を打ち出して対抗してきたのである。即ち「不接触、不談判、不妥協」接觸しない、交渉しない、妥協しない」と、中国を相手するなどいう方針をとつてきたのだ。だが、台湾における行政権力も、曾てとは異なり、台湾出身者の開明有力者の手に移り、G.N.P.も大陸を遙かに凌駕している今日では、その態度にも自信と余裕がみられるようになつてきたのである。



それは海峡を隔てた福建省で風刺的にいわれている「三不通・三通」によつて証明されているからだ。曰く：官不通・民通・政府間は通じないが、民間は通じている。曰く：直不通・弯通・直接通じないが、回り道では通じる。曰く：去不通・来通・向こう（台湾）へ通じないが、こちら（大陸）へは通じていい。

現実は正にこれ以上である。先般台湾の国防部がフランスから戦闘機を購入する約束をしたことが判明して、中国側からきつい抗議があつた。それにしても、だからこそ、双方が水面下で接触、交渉、妥協の道を探り、実施に向けて模索しているのではあるまいか。台湾海峡に、"曇り後晴れ" の明るい予報が出るのもそう遠い先ではないような最近の動きである。

#### 「電一四一四」の意味

口を開けば金、手足を動かせば金、何でも見返りの金がないと前へ進まない。これも「条件があるものから豊かになればよい」とする『市場経済』推進の落とし子ではあるまいか。北京のある大学構内での『不思議』な掲示の一つを紹介しよう。

拾到××、請失者到○樓○号認領。電一四一四。

訳すと：××を拾つてある。落し主は○棟○号へ来て確認の上受け取られたい。電一四一四。

この掲示のミソは、最後の電話番号にある。これは一種の暗号なのだ。番号の「一四一四一イ・スー、イ・スー」に漢字を当てる「意思、意思」イー・ス、イー・ス」となる。つまり「意思」とは、気持ち、意志、しるし、お愛想、心付けという意味を表しているのだ。先

ずはお礼を持つて受け取りに来いというわけである。

大学生同士なのに構内での拾い物でも、タダでは落し主に渡さない——これをどのように解釈するか。こうした処世態度を合理的と見るか、えげつないと見るかは勝手であるが、筆者の体験によれば、中国ではこのような処世態度は元来当たり前のことであつて、驚く方が世間知らずなのだ。他人から物的親切を受けた場合「ハイあらがとう」だけですますなら、中国では昔から一人前に扱われなかつたのである。

このコメントは丁度五十年前、学生の頃に北京の街角で身を以つて体験した数々の失敗談を想い出したからである。潔癖性に富む学生諸君に中国市井生活の一端を理解してもらえれば、と思うのである。

#### 「会八股」——中味より形式

「会八股」、古くて新しいことばである。「八股、パーカー」といえば、中国古代の官吏登用試験であった「科挙、コーデュイ」のこと、またこの受験者に對して課した特殊な文体のことをも指している。正式には「八股文、パークーウエン」というが、これは特に形式を重んじたので、内容が疎かにされる嫌いがあつた。このことばは、後世、形式主義に陥り内容の無い譬えに引用されるこ

とになった。

魯迅は五四文化運動後、中國近代化の過程で、西洋かぶれの文切型の文章やそのような知識人の態度を評して、古い「八股」に対し「洋八股、ヤンパーク」とい、形式主義に走る知識人を批判しつづけたのである。

ここでは「会八股、ホイパーク」つまり會議が文切型で内容が乏しく、ただ形式だけに終わる會議のことを、このように評しており、その會議次第は次のようになっている。

一 報告、二 討論、三 発言、四 見学旅行、五 會議での評決、六 上司の指示、七 宴会、八 記念品贈呈。

### 漢字の遍歴 (3)

又と有

「又」と「有」は、その字音がどちらも「ウ」「ユウ」であることから甲骨文の昔から極く親密であり、またそれだけに紛らわしい関係にあつたことが窺える。

図(一)の甲骨文の「又」を見ると一、三、四期とも殆ど同じ形をしており、特に三本指の向く方向が同様で、この傾向は周代の金文に至っても変わっていない。これは右手を象形したもので『段注』の解説を要約すると：三指を以て右手を表しているのである。では「右」はどうか？ 同じ部首「又」の中に：「右、口ヲ以テ手ヲ助ク」とある。では「左」は？ これは「又」の部首には無く、別個に「左部」をたてて説明する。「手ヲ以テ手ヲ助ク、左ハ佐<sup>サ</sup>クナリ」と。パソコンの導入によって、漢字の筆順など眼中に無い情勢であるが、書道という芸

楷	又	有	祭	示
甲 骨 文	又 1 又 3 又 4	有 1 有 3 有 4	祭 1 祭 3 祭 4	示 1 示 3
金文	又	有	祭	示
篆	又	有	祭	示

術作品となると「右」と「左」の筆順が違つてゐるのは遠い昔に考へた右手と左手の表現の違いが基礎になつてゐるからであろう。

さて「有」の甲骨文初期の字形を見ると「牛頭」のようである。祭壇の台の上に牛頭を供えた格好に見える。

上古では牛を所有していることが、『富有』の証しであり、「牛」を借りて「有無」の「有」を表したのではないかと『甲骨文字典』は判断する。この点周代の金文になると、右手でしっかりと月を握つてゐる字形であり、この「にく」は、もちろん「鳥獸ノ肉ナリ。生民ノ初メ鳥獸ノ肉ヲ食ス」と『段注』も解してゐる。肉を手に入れたことは取りも直さず自分の所有である。この意図を表す

会意文字の「有」こそ、淳朴な古代人の気持ちをリアルに描出したものといえるのではない。

ところが後漢の『說文』では「有」は：「有ルベキデナイコトナリ」「有ルベキデナクシテ之有ルノ称」と解し「月日ニハ之ヲ食スアリ。月ニ從フ」「日ノ下ノ月、余計ノモノナリ」等と解し「月」と「月」を混同してしまつたのである。この誤った解釈が基で後世遂に漢字が芸術的、幻想的な、世にも珍しい文字と理解されるに至つた。詩人エズラ・パウンドが漢字に惹き付けられたエピソードについては已に本誌で触れたことがあるので省略する。<sup>(2)</sup>

次に漢字に見る古代祭礼の一端を窺うことにしてよう。まず「祭」という字の甲骨文をよく見ると、血のしたたり落ちる肉を右手で捧げてゐる形を描写してゐるだけである。祭つてゐる神の本体を表す「示」という字は無い。

甲骨文の「示」は、天上から降りる神一体を現すのみであるが、「示」が加えられたのは周代の金文に至つて初めてのことである。神を現す「示」の上部の「二」は「上」という字で天を指し、下の縦三本「小」は「日、月、星」を現し、『說文』「天、地、人」即ち天神、地祇、先王を現す<sup>(3)</sup>という見方もある。

## 月と肉

月と肉との紛らわしさから離れて、そのものに当つてみよう。図(二)に示す「月」の甲骨文を見ると初期は半月を象つてゐること明白である。商末に至つて「半月の中に一点」が加わり、图案化した半月に一線<sup>(4)</sup>が加わる。金文ではハッキリと「半月に一点」の形をとつてゐる。『說文』の篆文も略々金文を繼承したものである。『說文』の篆文も略々金文を繼承したものであり、「闕ナリ。太陰ノ精」と説明し『段注』は「月ハ缺<sup>(5)</sup>ナリ。満ツレバ則チ缺ルナリ」「満タザルノ形ヲ象ル」と注している。

一方「夕」は甲骨文では「月」と区別がつきかねるが、

肉	夕	多	月	楷
夕	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔
𠂔	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔
𠂔	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔
𠂔	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔
甲 骨 文	1 4 5	D	D	金文 篆
D	?	多	𠂔	

の意見がある。『説文』は前者の考へで、夕の字を重ねて、日数が積り重なることから「多」い意味を引き出してい る。これに対し古文字学者や考古学者は、「夕」ではなくて肉塊を重ねたものと見る。その説明によれば：古代の祭祀には必ず肉を供える。終わつた後人びとにその肉を「分胙」する習わしがあつた。その肉を重ねて“多い”ことを表すのは極く自然の考え方であり『説文』の説明は誤りであるとしている。因みに日本の漢和辞典の多くは『説文』の旧説を踏襲している。

- 注
- ① 唐鉢明『之、又考辨』(『古文字研究』第十九輯、一九九二・八、中華書局)より。
  - ② 本誌第六二号(一九八二・九)『漢字によるわる幻想』参照。
  - ③ 『甲骨文字典』一一頁「示」字の「解字」欄。
  - ④ 『甲骨文字典』七五六頁「多」字の「解字」欄。  
(しばた みのる・元文学部教員)

金文、小篆となると判然としている。『段注』は：日正ニ冥レントシ、月正ニ生ゼントスルナリ。故ニ二字ハ月ニ従イ半バ見ユ」という。

最後に「多」という字であるが、これは「夕」を重ねたものか「肉」を重ねたものであるのか、現在では二つ

「書評」一〇三号をお届けします。今号は昨年一二月に逝去された故石尾芳久先生の追悼号として企画しました。

古代法の分野をお願いした林先生は関西学院大学法学部教授ですが、文中にもありますように京都大学法学部で日本法制史の研究に志されたことで石尾先生の後輩にあたる方で、石尾先生の代表的な著書についての原発表論文以来の学問的作業についても書いていただいています。

青木先生は、日本史の御専門で異なる学問的方法であるにもかかわらず、編集者の突然の要望に応えていただきました。

毛利先生は、政治史学の分野からの対象化を快諾していただきました。

若曾根先生は、御体調が十分でないところへ、一気に書き上げていただき、編集者の励みになりました。せっかくの先生の原稿の完成にも係わらず、編集の不手際で遅れましたことを、繰り返しお詫びいたします。また西洋法制史からの貴重な論述をありがとうございました。

福村さん、沢井さん、金原さんは、文中にもありますように難航した末でのピンチヒッターでした。しかし、十分編集部の意図には答えてくださいました。改めてお札を申し上げます。

追悼特集としては、やや異例ですが、石尾先生の学風にそつたものではなかつたかとも自賛しています。

林先生の御指摘にもありますように、石尾先生は法史についての大きな構想をいつも持たれていたということを改めて考えさせられました。

そのことは同時に、その時代がもつた問題に激しく立ち向かわれた姿でもありました。戦後の法社会学論争や、法学者による資本論研究が盛んであった時代に、きわだつた特性をもつ学風をつくられました。その時代のもつ問題にせまられる意欲が、熱心な読者をひきつけました。一見すると、研究室の人であるようにみえた石尾先生が「時代の人」であつたということをあらためて思っています。

本当に玉編をお寄せいただきて、企画に賛同いた  
だいた先生方に深く感謝しております。

# 『書評』編集スタッフ 募集しています!



「書評」編集委員になって、大学生活コペルニクス的転回の第一歩を踏み出そう。無気力・無関心・無感動に陥っている暇はない。もしかしたら、ここに君の青春が君の発見を待っているかも知れない。夢も希望も未来もあるかも知れない。君よ、熱く燃えよう！

興味をお持ちになった方は  
生協3F組織部まで!!

TEL (06)387-9998(直通)



季刊『書評』 1993年11月 通巻103号

編集・発行 関西大学生活協同組合・組織部『書評』編集委員会

連絡先 吹田市千里山東3-10-1 (☎388-1121 <内線4821> or 387-9998)

価格 250円